

第5期

滑川町高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画



平成24年3月

滑川町



滑川町マスコットキャラクター
ターナちゃん

第5期

滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

第5期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたって

滑川町長 吉田 昇



わが国の高齢者人口は、「団塊の世代（昭和22年～24年生まれの方）」が65歳以上となる平成26年には、3,000万人を超え、またこれらの人が、75歳となる平成36年には、3,500万人に達すると見込まれています。

反面、総人口は今がピークで今後は、平成67年（2055年）には、人口も1億人を割る見込みで、現役世代1.3人で1人の高齢者を支える社会の到来が近づいてきております。

この超高齢社会の下では、高齢者が社会において、支えられる側、支える側としての新たな地域の仕組みが求められています。平成12年度に導入された介護保険制度は、社会保障の一つとして定着しており、介護を要する高齢者の増加も避ける事ができません。

このような中、滑川町では、高齢者を取り巻く課題に対し、目指すべき高齢者施策の方向性を定めるため、老人福祉法及び介護保険法に基づき、3年ごとに策定する高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画として一体的に計画し、第5期計画策定に当たっては、第4期計画を基本としながら、その進捗状況や実態調査の結果を踏まえつつ必要な見直しを行いました。

このたびの見直しにおける視点としては、「高齢者の自立の促進と尊厳の尊重」及び「住み慣れた地域での生活の尊重」による誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指し、今後は、元気に高齢社会を迎えられるよう、「健康づくり」に町をあげて取り組んでいきたいと思っております。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、第5期介護保険事業計画被保険者等実態調査アンケート、意見公募などにより貴重なご意見をお寄せいただきました町民の皆様及び訪問回収に協力いただいた民生委員をはじめ、ご多用の中、審議を重ねていただいた介護保険運営協議会委員並びに関係機関の皆様にご心より感謝を申し上げ、ごあいさついたします。

平成24年3月

目 次

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の法的位置づけと計画期間	3
1 計画の法的位置づけ	
2 計画の期間	
第3節 計画の策定体制と策定までの経緯	4
1 計画の策定体制	
2 計画策定までの経緯	

第2章 高齢者を取り巻く状況

第1節 高齢者を取り巻く現状	8
1 人口と世帯の状況	
2 高齢者を取り巻く状況	
3 要支援・要介護認定者の状況	
4 介護者の状況	
第2節 第4期計画の実績	22
1 地域支援事業実績	
2 介護サービス実績	
3 一般福祉サービス実績	
4 その他高齢者に関連した取り組み実績	
5 高齢者を取り巻く課題	

第3章 計画の基本目標と方針

第1節 計画の基本目標	36
第2節 計画の基本方針	37

第4章 基本目標の達成に向けた取り組み

第1節 心身ともに健康を保持しながらいきいきと暮らせるまちづくり・40

- 1 高齢者数の見込み
- 2 介護予防事業
- 3 一般福祉サービス

第2節 介護が必要になっても、 本人も家族も安心して暮らしていけるまちづくり……45

- 1 要支援・要介護認定者数の見込み
- 2 介護サービス事業量の見込み
- 3 第1号被保険者の保険料
- 4 一般福祉サービス

第3節 高齢者が自らの役割や生きがいを意識できるまちづくり……57

- 1 高齢者の活躍の場、仲間づくりの推進
- 2 仕事を通じた高齢者の役割発揮の機会づくり
- 3 長寿を祝う活動の推進

第4節 住民相互に支え合えるまちづくり……59

- 1 地域ぐるみで支え合うしくみづくり
- 2 地域の安全を守る活動の推進

第5章 計画の円滑な推進のために

第1節 地域ケア体制の整備推進……62

- 1 日常生活圏域の設定
- 2 地域包括支援センター
- 3 相談・情報提供の推進
- 4 高齢者の権利擁護の推進
- 5 サービスの質の向上に向けた取り組み
- 6 必要な人材の育成

第2節 計画推進体制の整備……66

- 1 住民参加による実りある計画の実現
- 2 庁内外での連携による推進

参考資料……67

第1章 計画策定にあたって



第1節 計画策定の趣旨

本計画は、今後の超高齢社会に向けて、本町に暮らす高齢者やその家族がどのような心身の状態にあっても、必要な時に必要とするサービスを選び、地域で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して策定されました。

介護保険制度が平成12年4月より開始され、福祉のあり方が大きく変わりました。介護保険制度では、利用者が自己責任のもと、自らの選択によりサービスを利用することが前提となりました。

また、平成18年には制度の大幅な改正が行われ、要介護状態になった高齢者の尊厳の保持が介護保険制度の目的として明確化されると同時に、予防重視型システムへの転換を目指した制度に大きく変わることとなりました。

さらに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、平成24年度からの制度改正では、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケア」の考え方が示されています。

本計画では、

- ①高齢期に向けた町民一人ひとりの健康維持・増進を図るとともに、世帯構成や居住環境、経済的状況など様々な状況から高齢者の生活を支援し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていこうとする視点
- ②「要介護度」で示されるような要援護高齢者の心身の状況に応じて、必要な介護サービスが、利用者の選択に基づいて円滑に提供される体制を整備する視点

の2つの基本軸を設定し、両者の調和を保ちながら実施・運営していくことを目指して計画を策定しています。

また、第5期計画では、第4期計画期間における成果や課題を踏まえ、各種高齢者施策を実施する上で、より効率的・効果的な実施推進体制の構築を目指します。

第2節 計画の法的位置づけと計画期間

1 計画の法的位置づけ

本計画は、第4期の計画の趣旨を継承しつつ、本町の状況にあわせた介護保険制度の円滑な推進と高齢者保健福祉の更なる充実を目指して改定するものです。

この計画は、老人福祉法第20条の8、介護保険法第117条に策定が義務づけられた法定計画です。

さらに、この計画は第4次滑川町総合振興計画を上位計画とし、関連計画との整合性を持つものです。また、埼玉県高齢者支援計画及び埼玉県地域保健医療計画との整合性を図りながら推進します。

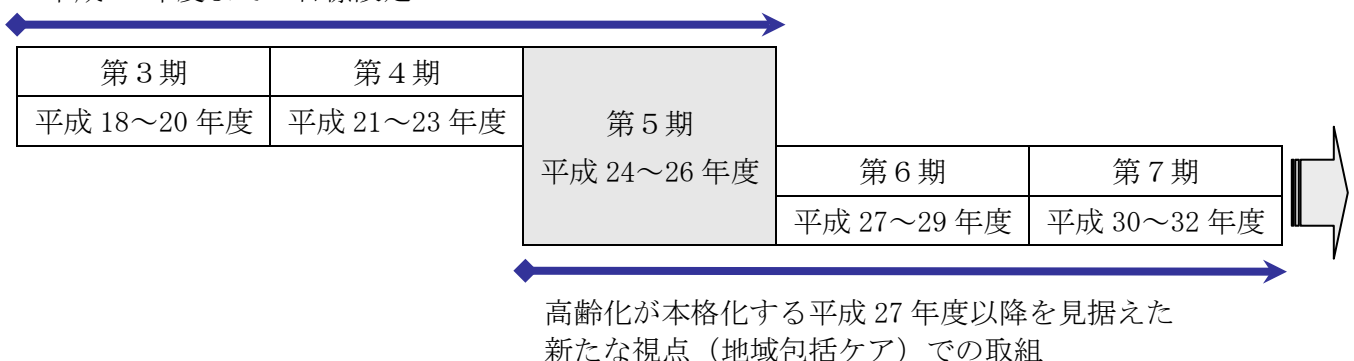
2 計画の期間

本計画は、平成24年度（2012年度）を初年度とし、平成26年度（2014年度）を目標年度とする3か年の計画です。平成26年度には計画の見直しを行います。

第3期及び第4期計画では、団塊世代がすべて65歳以上となる平成26年度を目標として中長期的な介護サービス基盤の整備目標を設定していました。第5期計画期間は、この目標に至る最終段階として位置づけられているため、計画策定の基本的な考え方はこれまでの計画を踏襲することとします。

一方で、第5期計画は、高齢化のピーク期を迎える時期（5～10年後）を目標として、高齢者が地域で安心して暮らせる地域をつくるための取組を進めるスタート時点となります。

平成26年度までの目標設定



第3節 計画の策定体制と策定までの経緯

1 計画の策定体制

(1) 運営協議会による検討

介護保険事業の運営に関し、町では「介護保険運営協議会」（以下、運営協議会）を設置し、3回にわたり委員会を開催しました。

2 計画策定までの経緯

(1) 運営協議会の検討経過

	開催日	審議事項
第1回	平成23年8月9日	<ul style="list-style-type: none">平成22年度介護保険特別会計事業報告について平成22年度滑川町地域包括支援センター実績報告について地域密着型介護（グループホーム）の指定について介護予防支援（ケアプラン作成）業務の委託について第4期計画の進捗状況について第5期計画の策定と制度改正について
第2回	平成24年1月24日	<ul style="list-style-type: none">地域密着型介護（グループホーム）の指定について第5期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
第3回	平成24年3月2日	<ul style="list-style-type: none">第5期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について計画（案）に対するパブリックコメント（意見公募）について介護保険料について第5期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の提言について

(2) 高齢者等の実態調査

計画策定にあたって、町の高齢者の現状やニーズを把握するために、平成22年12月に、40歳以上の町民及び要支援・要介護認定者に対してアンケート方式による調査を実施しました。この調査は、主に40歳以上の町民の日常生活や地域との関わり、健康や介護予防に対する意識等の把握、及び要支援・要介護認定を受けている町民のサービス利用状況や今後の意向、暮らし方の希望、介護者の状況等を把握することを目的として実施したものです。

① 調査対象者

対象区分	対象
第1号被保険者	65歳以上の町内在住者
第2号被保険者	40～64歳の町内在住者
要支援・要介護認定者（在宅者）	介護保険の要支援・要介護認定を受け、介護保険施設に入所していない全町民
要支援・要介護認定者（施設入所者）	介護保険の要支援・要介護認定を受け、介護保険施設に入所している全町民

② 調査期間

平成22年12月～平成23年1月

③ 調査方法

郵送配布・民生委員による訪問回収。

ただし、要介護認定者（施設入所者）に対しては、対象者が入所している介護保険施設に対して調査票を人数分配布しました。また、本人による回答が困難な場合は、家族や施設職員等による聞き取り方式により実施しました。

④ 調査票回収状況

調査対象	配布数	回収数	うち無効票*	有効回収率
第1号被保険者	300	291	2	96.3%
第2号被保険者	300	276	2	91.3%
要支援・要介護認定者（在宅者）	372	341	8	89.5%
要支援・要介護認定者（施設入所者）	105	96	5	86.7%

*ほとんど回答のないものは無効票としました。

(3) 高齢者保健福祉に関する機関等へのヒアリング調査

平成 22 年 11 月に、高齢者の保健福祉に関わる主要機関・部署に対してヒアリング調査を行い、現在のサービス提供状況の把握とともに、課題の抽出、今後の方向性の確認を行いました。

① 対象

対象区分	対象
介護保険施設	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 森林園 ・介護老人保健施設 いづみケアセンター
居宅サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援センター 森林園 ・指定居宅介護支援事業所 いづみ ・滑川社協 福祉サービスセンター
行政機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・保健センター ・滑川町社会福祉協議会

② 実施時期

平成 22 年 11 月 19 日、11 月 25 日の 2 日間

③ 調査項目

対象区分	対象
介護保険施設	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の入所者の動向（要介護度、医療措置等の状況、入所経路、待機者の状況等） ・在宅復帰に向けた取り組み状況 ・入所者へのサービス提供状況（内容） ・地域との連携について ・サービスの質向上に向けた取り組み ・サービス提供上の課題 / 等
居宅サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の動向 ・消費者被害や高齢者虐待の状況（権利擁護） ・介護予防サービスについて ・関係機関とのネットワーク ・近隣住民との関わり ・サービス提供上の課題 / 等
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に関わる事業内容の確認 ・事業の実施状況と課題 ・今後の事業の方向性、運営方針 / 等

第2章 高齢者を取り巻く状況



第1節 高齢者を取り巻く現状

1 人口と世帯の状況

(1) 人口と高齢化率の推移

平成22年10月現在、本町の人口は17,323人です。月の輪地区の宅地開発等により、平成12年からの10年で約4,500人の増加となりました。特に15～64歳の生産年齢人口の伸びが大きく、また65歳以上の老年人口も増加傾向にあります。

平成22年10月現在の高齢化率は18.4%です。高齢化率の推移をみると、平成12年から17年にかけて上昇傾向が一旦緩やかになりましたが、開発が一段落しつつあることと団塊の世代が65歳以上になっていくことから、また上昇の勢いが増しています。

3区分年齢別人口の推移

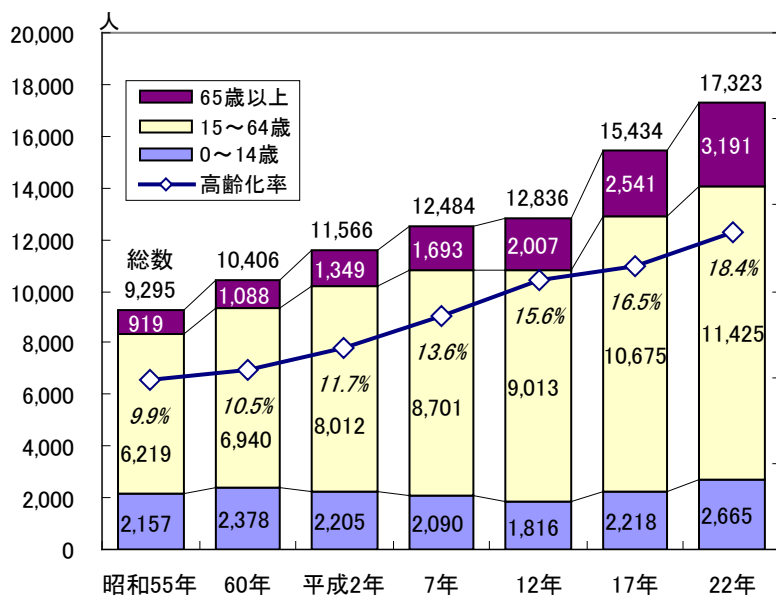
単位：人

	昭和55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年
総数	9,295	10,406	11,566	12,484	12,836	15,434	17,323
0～14歳	2,157	2,378	2,205	2,090	1,816	2,218	2,665
	23.2%	22.9%	19.1%	16.7%	14.1%	14.4%	15.4%
15～64歳	6,219	6,940	8,012	8,701	9,013	10,675	11,425
	66.9%	66.7%	69.3%	69.7%	70.2%	69.2%	66.0%
65歳以上	919	1,088	1,349	1,693	2,007	2,541	3,191
(高齢化率)	9.9%	10.5%	11.7%	13.6%	15.6%	16.5%	18.4%
参考：全国	9.1%	10.3%	12.0%	14.5%	17.3%	20.1%	23.0%
埼玉県	6.2%	7.2%	8.3%	10.1%	12.8%	16.4%	20.4%

※上段：人数、下段：構成割合

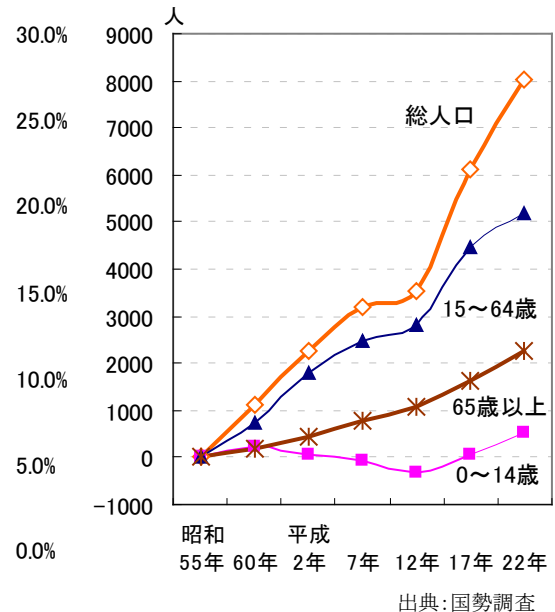
出典：国勢調査

3区分年齢別人口の推移と高齢化率



出典：国勢調査

3区分年齢別人口増加人数の推移



出典：国勢調査

(2) 世帯の状況

本町の一般世帯数は平成22年10月現在6,179世帯です。また、一世帯あたりの平均世帯人員は、昭和55年には4.39人でしたが、平成22年には2.72人と減少傾向にあります。

高齢者のいる世帯は、平成22年は2,028世帯で、全体の32.8%を占めています。また高齢者単身世帯は302世帯（高齢者のいる世帯の14.9%）、高齢者夫婦世帯は487世帯（高齢者のいる世帯の24.0%）であり、これらの世帯の割合は年々増える傾向にあります。

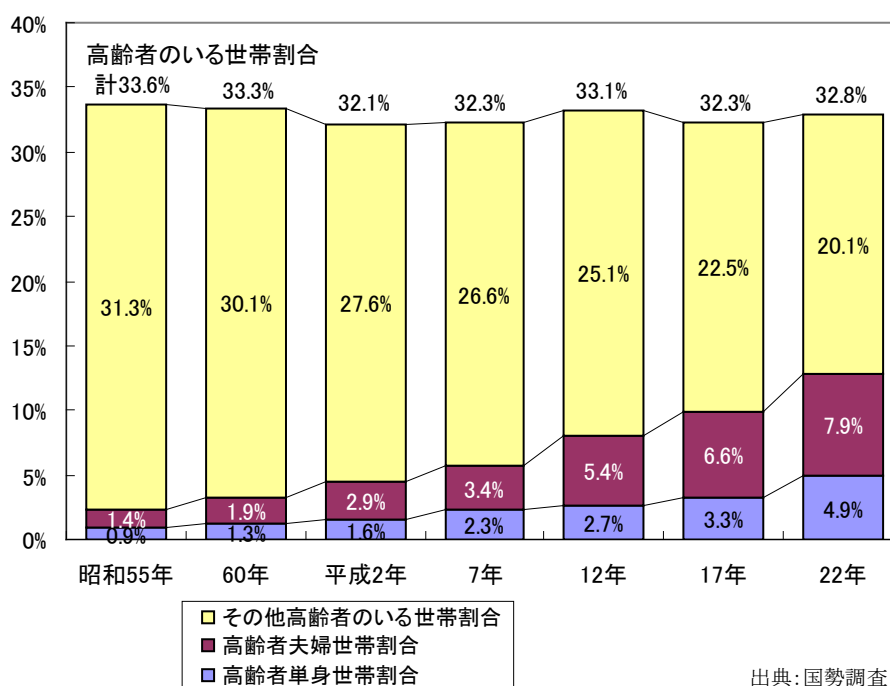
世帯の推移

	単位：世帯							単位：千世帯	
	昭和55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	22年全国	22年埼玉県
一般世帯数	2,119	2,515	3,048	3,551	3,920	5,075	6,179	51,842	2,838
高齢者のいる世帯数	712	838	977	1,148	1,299	1,640	2,028	19,338	973
(構成比)	33.6%	33.3%	32.1%	32.3%	33.1%	32.3%	32.8%	37.3%	34.3%
高齢者単身世帯数	19	32	48	82	105	165	302	4,791	204
(構成比)	2.7%	3.8%	4.9%	7.1%	8.1%	10.1%	14.9%	24.8%	21.0%
高齢者夫婦世帯数 [※]	29	49	88	121	211	335	487	5,251	224
(構成比)	4.1%	5.8%	9.0%	10.5%	16.2%	20.4%	24.0%	27.2%	23.0%

※夫65歳以上妻60歳以上の1組の一般世帯

出典：国勢調査

高齢者のいる世帯割合の推移



2 高齢者を取り巻く状況

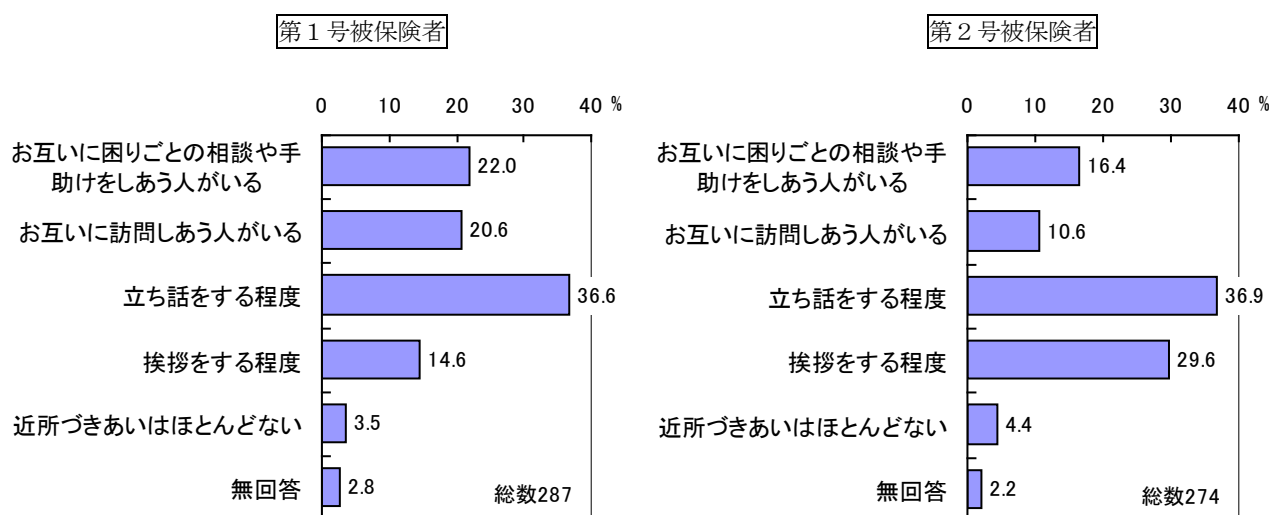
(1) 近所とのつきあい方

高齢になっても地域で安心して暮らしていくためには、家族の支援や介護サービスだけでは限界があるため、近所や地域ぐるみでお互いに支えあえることが重要になります。

平成22年度に実施した「生活と福祉（ニーズ）に関する調査」では、第1号被保険者の4割強がお互いに手助けをしたり訪問しあうなど、近所とある程度のつきあいをしていることがわかります。

第2号被保険者では、第1号被保険者と比べて「挨拶をする程度」のつきあいが多くなっています。

近所とのつきあい方



出典：「生活と福祉（ニーズ）に関する調査」（平成23年3月）

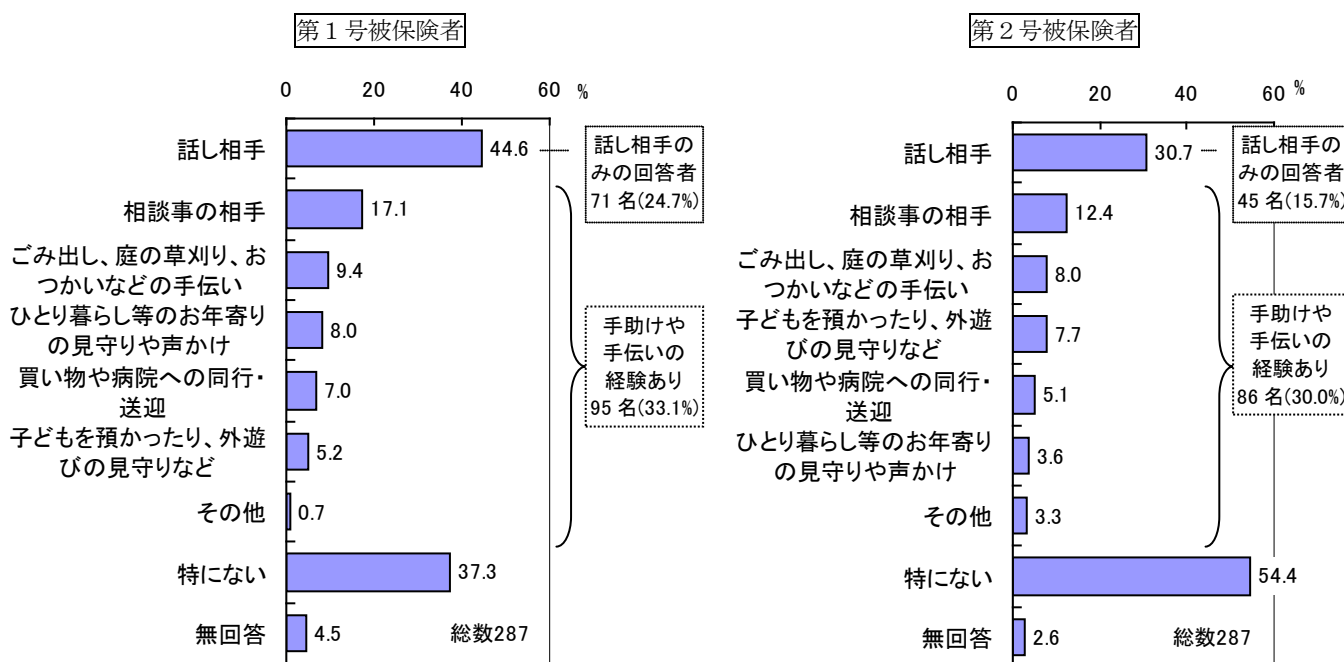
(2) 近所への手助けや手伝いの経験

近所の方に対して、ちょっとした手助けや手伝いをしたことがあるかを尋ねたところ、話し相手や何らかの手助けの経験のある回答者は、第1号被保険者が58%、第2号被保険者が46%でした。手伝いの内容では、第1号被保険者、第2号被保険者ともに、「話し相手」(それぞれ45%、31%)で最も多く、次いで「相談事の相手」(17%、12%)となっています。

第1号被保険者と第2号被保険者を比較してみると、手助けや手伝いの経験のある回答割合に差はなく、年代に関係なく、一定割合の回答者が近所への手助けや手伝いの経験があることが分かります。

こういった話し相手や手助けの関係は、近所の方の閉じこもりや抑うつを防いだり、相談のきっかけになると考えられます。

近所への手助けや手伝いの経験（複数回答）



出典：「生活と福祉（ニーズ）に関する調査」（平成23年3月）

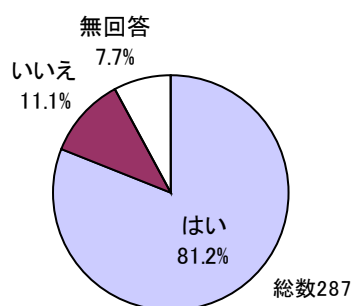
(3) 抑うつ感（気持ちの張り）

第1号被保険者に外出状況について尋ねたところ、閉じこもりのリスクがあると考えられる、外出が“週に1回未満（いいえ）”の回答者は約1割みられました。

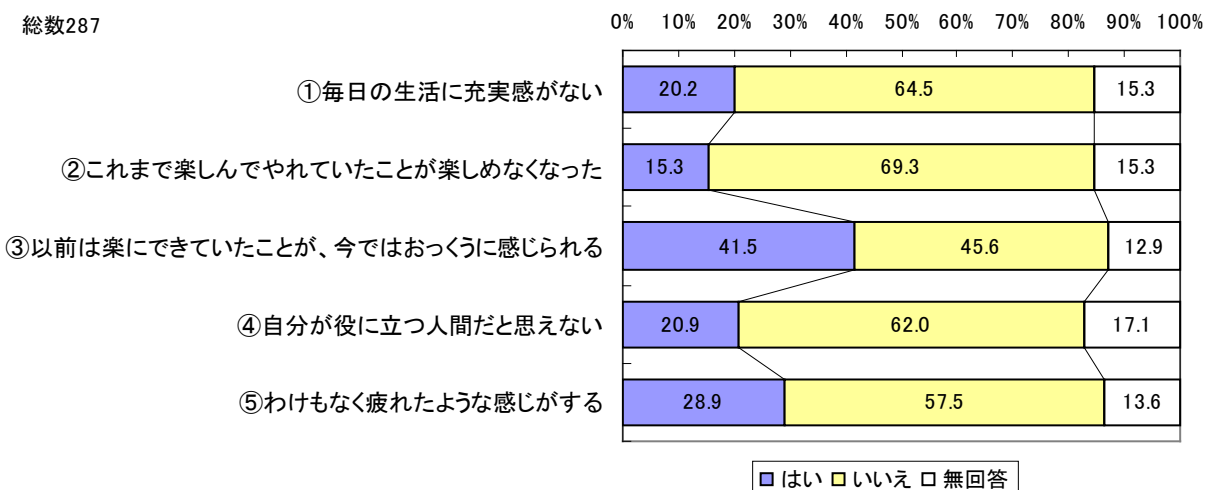
また、最近2週間の抑うつ感（気持ちの張り）に関して尋ねたところ、“①毎日の生活に充実感がない”、“④自分が役に立つ人間だと思えない”と回答した割合は2割ほどみられました。特に、“③以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる”の該当者は4割を超えています。

外出するきっかけづくりや、気持ちの張りをもてるような役割づくりが気持ちの張りにつながると考えられます。

週に1回以上は外出しているか



抑うつ感（気持ちの張り）

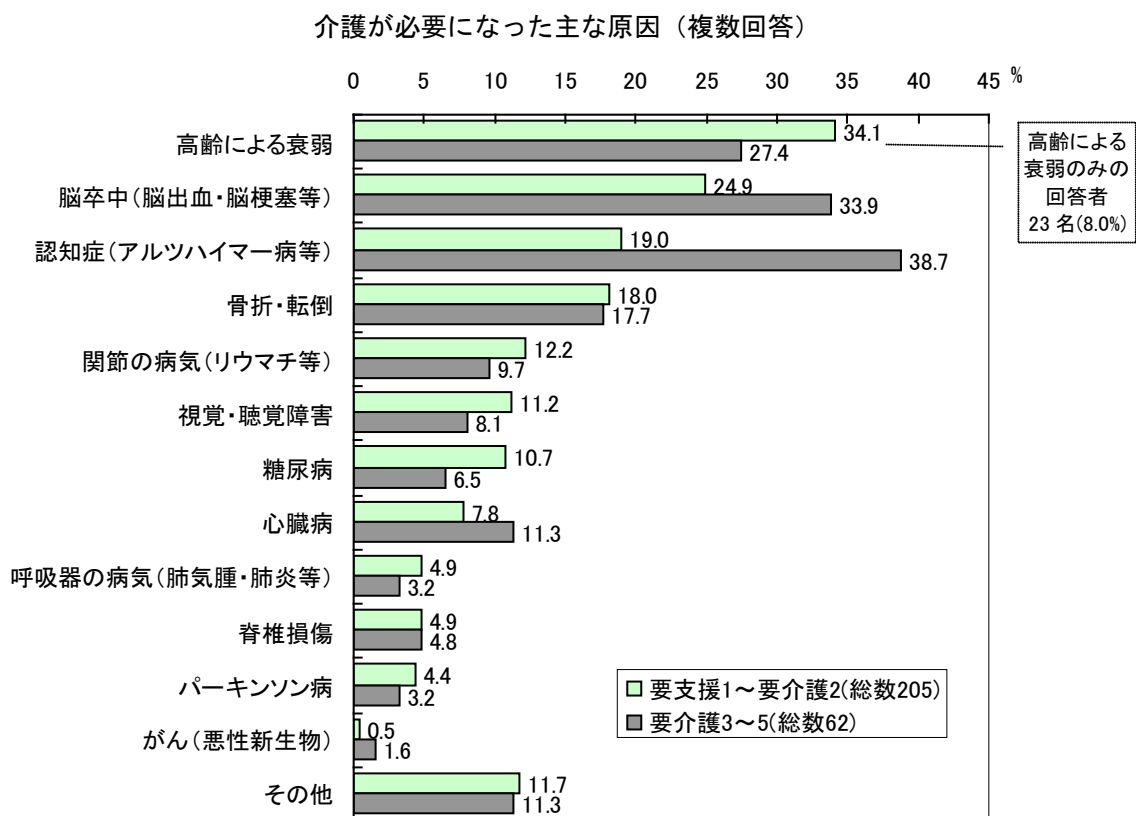


出典：「生活と福祉（ニーズ）に関する調査」（平成23年3月）

(4) 介護が必要になった主な原因

介護が必要になった主な原因を尋ねたところ、要支援1～要介護2の回答者は「高齢による衰弱」が34%で最も多く、次いで「脳卒中」25%、「認知症」19%、「骨折・転倒」18%となっています。一方、要介護3～5の回答者の原因では、「認知症」が39%と最も高く、次いで、「脳卒中」34%、「高齢による衰弱」27%となっています。

「高齢による衰弱」のみの回答者は全体の8%（23名）であり、回答者の多くは何らかの病気やけがが要介護の原因となっています。



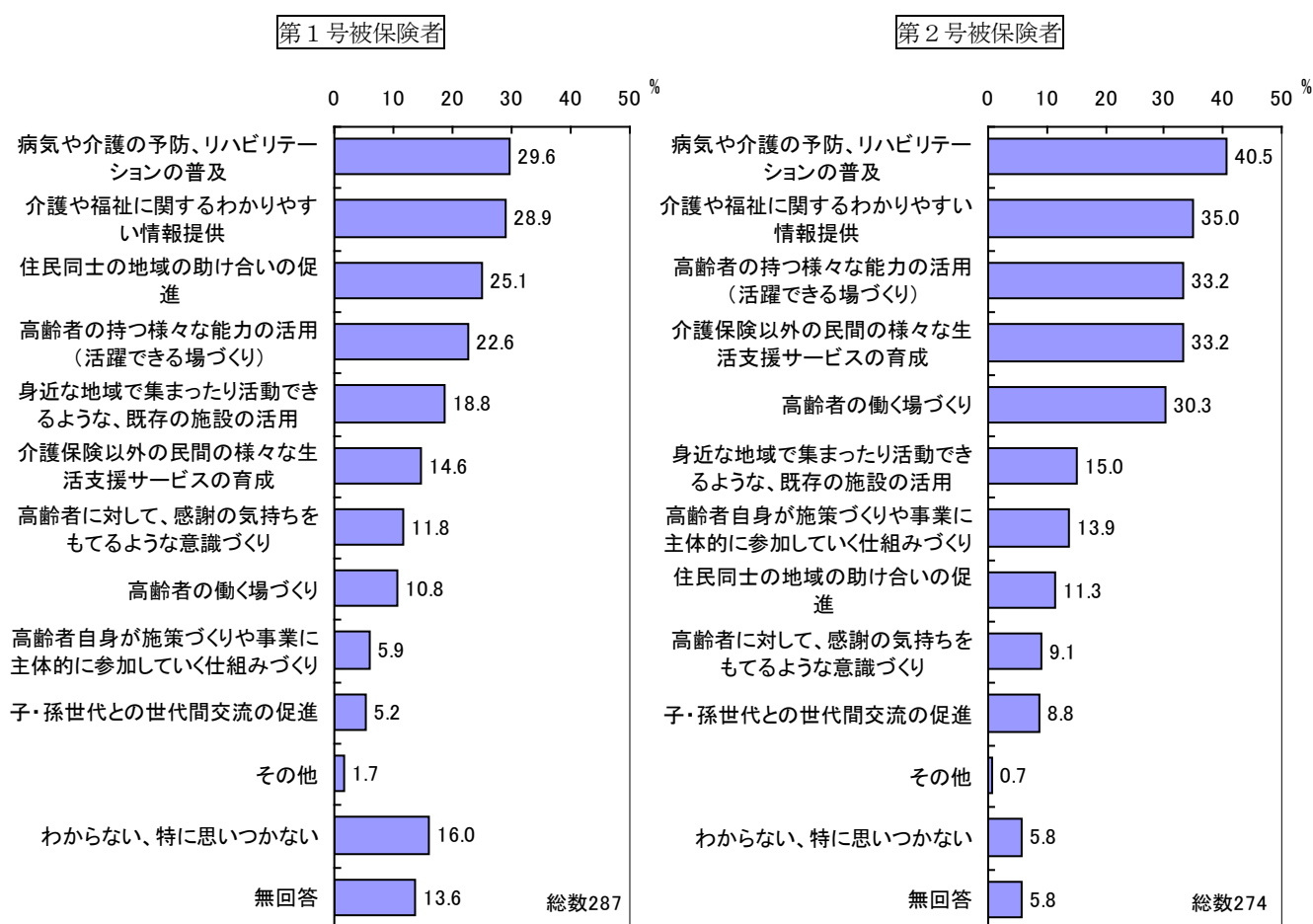
出典：「介護保険サービス利用の実態と福祉ニーズに関する調査」（平成23年3月）

(5) 町の重点施策

高齢者施策として町が重点をおくべきことを尋ねたところ、第1号被保険者は「病気や介護の予防、リハビリテーションの普及」が30%で最も多く、次いで「介護や福祉に関するわかりやすい情報提供」29%、「住民同士の地域の助け合いの促進」25%、「高齢者の持つ様々な能力の活用」23%となっています。

第2号被保険者では、上位2つは第1号被保険者と同じですが、第3位は「高齢者の持つ様々な能力の活用」、「介護保険以外の民間の様々な生活支援サービスの育成」（各33%）、次いで「高齢者の働く場づくり」30%となっています。

町の方針として重点をおいたらよいと思うこと（3つまでの複数回答）



出典：「生活と福祉（ニーズ）に関する調査」（平成23年3月）

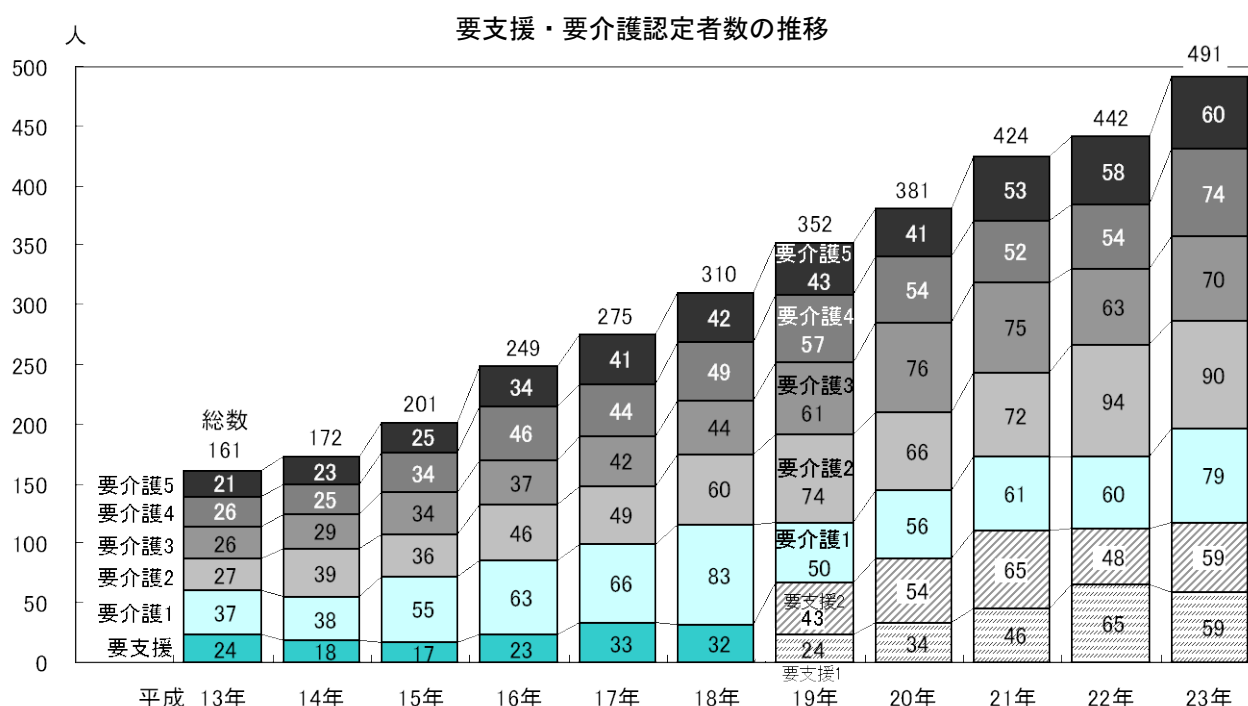
3 要支援・要介護認定者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数は、介護保険制度が始まって以来増加を続けています。平成23年3月時点の要支援・要介護認定者数は491人であり、平成20年3月から3年間で1.3倍に増えています。

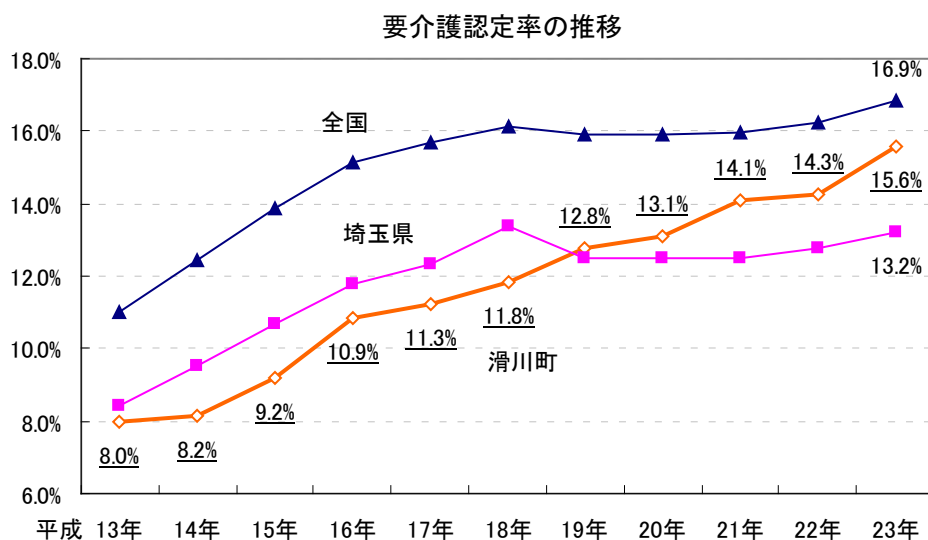
要介護度別の人数をみると、要支援1～要介護1の軽度認定者が197人（40.1%）と4割を占めています。また、要介護4・5の重度認定者は134人（27.3%）です。

要介護認定率は、年々上昇しており、平成23年3月時点では高齢者の15.6%が認定を受けています。



※平成18年4月より、認定区分が変更された。
 ※各年3月末現在。

出典：介護保険事業状況報告



※認定率：65歳以上人口に占める65歳以上認定者数の割合
 ※各年3月末現在

出典：介護保険事業状況報告

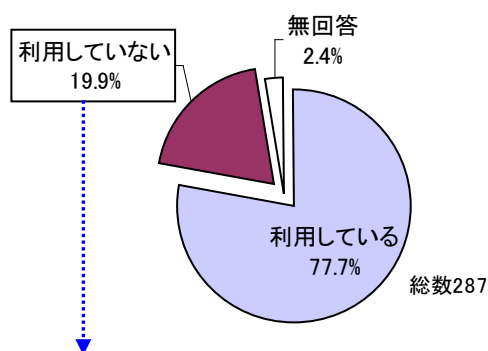
(2) 介護保険サービスの利用状況

①介護保険サービスの利用状況

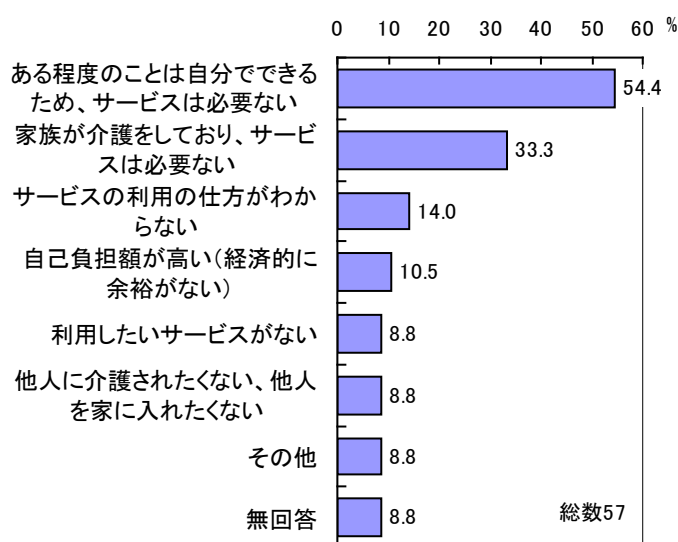
平成 22 年度に要支援・要介護認定を受けている町民を対象に実施した「介護保険サービス利用の実態と福祉ニーズに関する調査」では、介護保険サービスを「利用している」が 78%、「利用していない」が 20%でした。

介護保険サービスを利用していない 57 名にその理由を尋ねたところ、「ある程度のことは自分でできるため、サービスは必要ない」が 54%で最も多く、次いで「家族が介護をしており、サービスは必要ない」が 33%です。「サービスの利用の仕方がわからない」は 14%となっており、サービス利用についての周知の必要がうかがえます。また、「自己負担額が高い(経済的に余裕がない)」は 11%みられます。

介護保険サービスの利用状況



介護保険サービスを利用していない理由 (複数回答)



※要介護度別の回答 (要介護 3 以上)

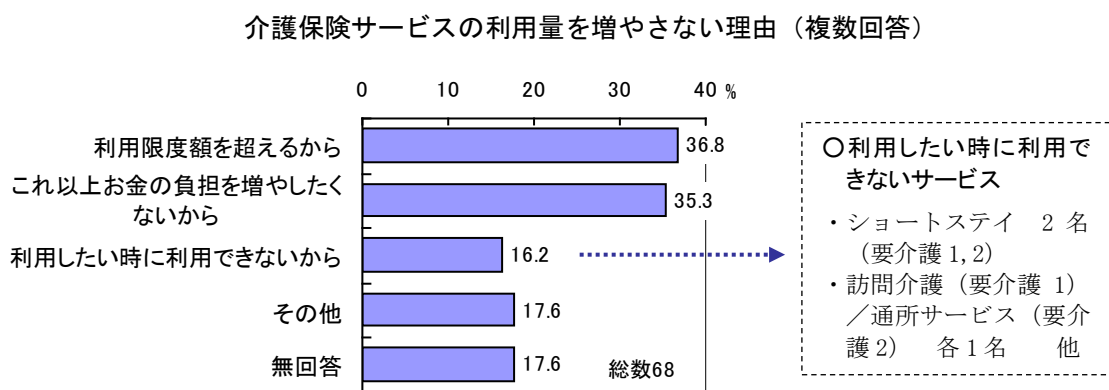
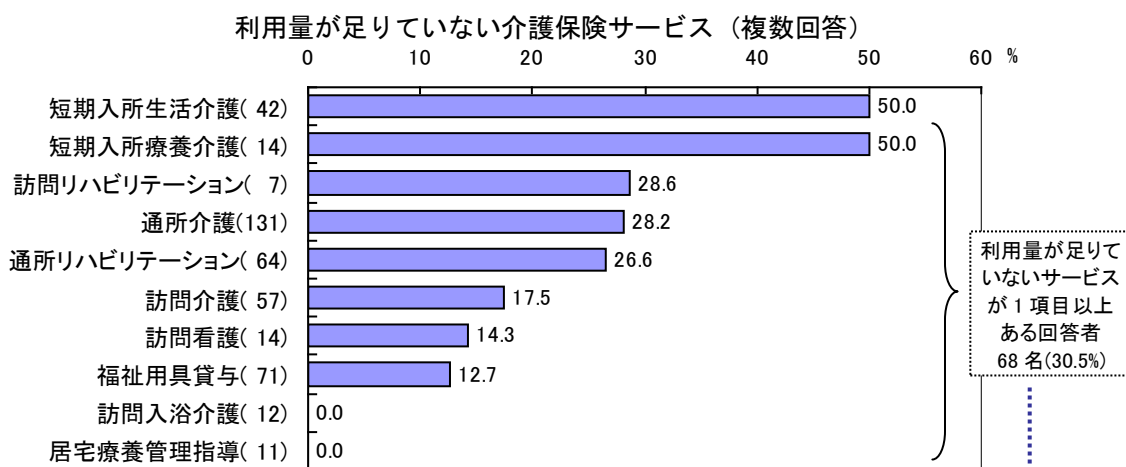
- ・要介護 3 の回答者：「家族が介護をしており、サービスは必要ない」1名、もう 1名は無回答
- ・要介護 4 の回答者：「ある程度のことは自分でできるため、サービスは必要ない」1名、「家族が介護をしており、サービスは必要ない」+「サービスの利用の仕方がわからない」+「利用したいサービスがない」1名

出典：「介護保険サービス利用の実態と福祉ニーズに関する調査」(平成 23 年 3 月)

②利用量が足りていない介護保険サービス

利用している介護保険サービスの中で利用量が足りていないものがあるかを尋ねたところ、ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）利用者の半数が「足りていない」と回答しています。また、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーションの利用者も約4分の1が利用量が「足りていない」と回答しています。

利用量が足りていないサービスが1項目以上ある回答者に、サービスの利用量を増やさない理由を尋ねたところ、「利用限度額を超えるから」が37%で最も多く、次いで「これ以上お金の負担を増やしたくないから」が35%であり、経済的な負担からサービスを増やせないことがわかります。



○「その他」の回答

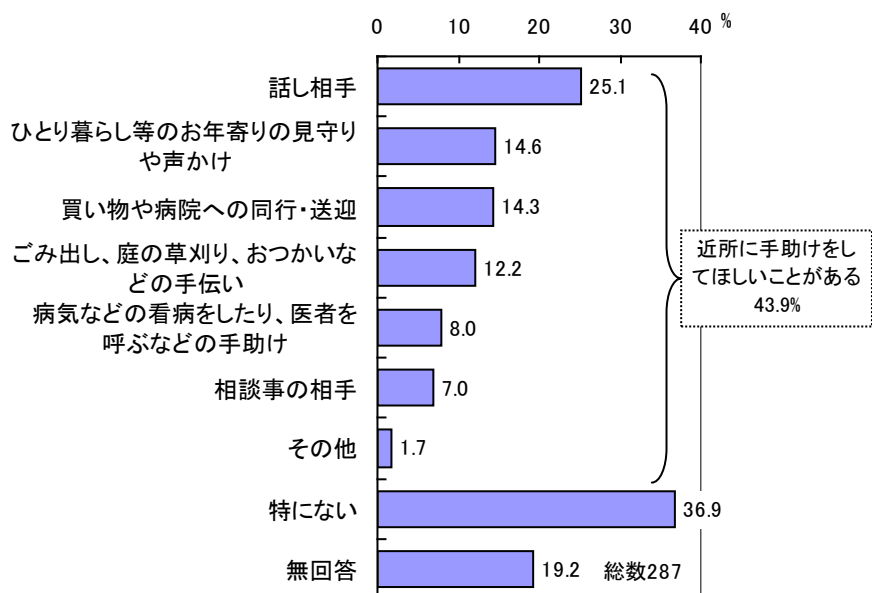
- ・希望のデイケア回数を利用できないから／もう1回行くには迎えないため 各1名（要支援1）
 - ・介護サービスの限度を越えてしまうため／家族は増やしたいが、本人が嫌がっている／気を遣うから 各1名（要介護1）
 - ・週2日のデイサービスを利用したいが、ひとり暮らしで通所に出掛けられる身支度が自分でできず、現在土曜日のみ子ども達が通所のための準備をしてやれるので 1名（要介護2）
- 他

(3) 近所に手助けをしてほしいこと

要支援・要介護認定を受けている高齢者に対して、今後、近所の方とのつきあいの中で手助けをしてほしいと思うことがあるかを尋ねたところ、手助けをしてほしいと思うことがあると回答した割合は44%を占めました。内容は、「話し相手」が25%で最も多く、次いで「ひとり暮らし等のお年寄りの見守りや声かけ」15%、「買い物や病院への同行・送迎」14%、「ごみ出し、庭の草刈り、おつかいなどの手伝い」12%となっています。

同居家族構成別にみると、ひとり暮らしは「ひとり暮らし等のお年寄りの見守りや声かけ」(44%)と「話し相手」(32%)の希望が多くみられます。

近所に手助けをしてほしいと思うこと（複数回答）



同居家族構成別・近所に手助けをしてほしいと思うこと

単位：人、%

		回答数	話し相手	ひとり暮らし等のお年寄りの見守りや声かけ	買い物や病院への同行・送迎	ごみ出し、庭の草刈り、おつかいなどの手伝い	病気などの看病をしたり、医者を呼ぶなどの手助け	相談事の相手	その他	特にない	無回答
同居家族構成	ひとり暮らし	34	32.4	44.1	17.6	20.6	11.8	8.8	5.9	17.6	14.7
	配偶者と二人暮らし	30	23.3	23.3	23.3	20.0	10.0	13.3	3.3	16.7	33.3
	配偶者以外と二人暮らし	35	25.7	20.0	20.0	22.9	11.4	5.7	0.0	31.4	17.1
	同居(三人以上)	156	27.6	8.3	9.0	5.8	5.8	5.8	1.3	44.9	16.7

出典：「介護保険サービス利用の実態と福祉ニーズに関する調査」（平成23年3月）

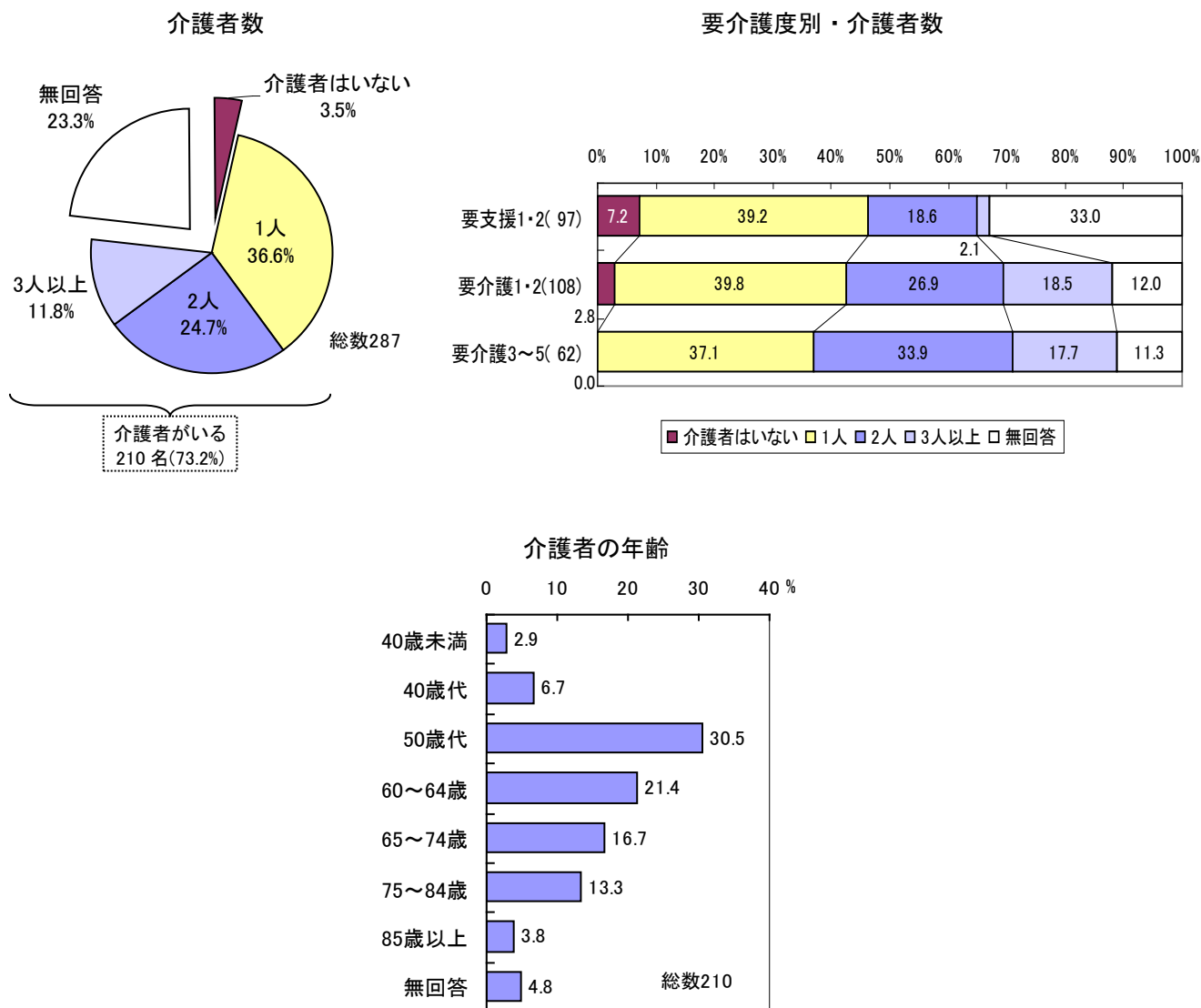
4 介護者の状況

(1) 介護者の属性

平成22年度に実施した「介護保険サービス利用の実態と福祉ニーズに関する調査」では、普段要支援・要介護認定を受けた高齢者の介護をしている人数は、「1人」37% 「2人」25% 「3人以上」12%であり、複数の介護者が関わっているケースが36%みられます。また、「介護者はいない」は4%となっています。

要介護度別にみると、要介護1以上で、介護者が複数いる割合が半数を占めています。

介護者の年齢は、「50歳代」(31%)が最も高いですが、75歳以上も17%おり、老老介護が少なくないことがうかがえます。



出典：「介護保険サービス利用の実態と福祉ニーズに関する調査」（平成23年3月）

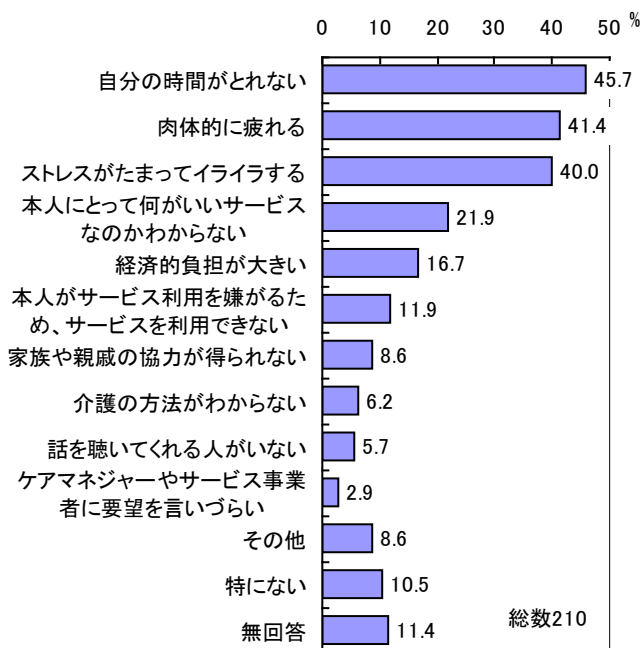
(2) 在宅介護で苦勞していること

在宅で介護をする上で苦勞していることでは、「自分の時間がとれない」が46%で最も多く、次いで「肉体的に疲れる」41%、「ストレスがたまってイライラする」40%、「本人にとって何がよいサービスなのかわからない」22%となっています。

高齢者の要介護度が重度になるほど、「自分の時間がとれない」、「肉体的に疲れる」、「ストレスがたまってイライラする」、「経済的負担が大きい」の割合が高まっています。一方、「本人がサービス利用を嫌がるため、サービスを利用できない」は、要介護度の軽い回答者に多くみられます。

介護保険サービスの利用状況別にみると、「利用しているが、利用量が足りていない」回答者は、苦勞していることを挙げる割合も高い傾向がみられます。特に、「ストレスがたまってイライラする」(53%)、「本人にとって何がよいサービスなのかわからない」(32%)、「経済的負担が大きい」(27%)が全体より約10ポイント高く、多くの苦勞を感じている層であることがうかがえます。

在宅介護で苦勞していること（複数回答）



要介護度別・介護保険サービスの利用状況別・在宅介護で苦勞していること

単位：人、%

要介護度	介護保険サービスの利用状況	回答数	自分の時間がとれない (%)	肉体的に疲れる (%)	ストレスがたまってイライラする (%)	本人にとって何がよいサービスなのかわからない (%)	経済的負担が大きい (%)	本人がサービス利用を嫌がるため、サービスを利用できない (%)	家族や親戚の協力が得られない (%)	介護の方法がわからない (%)	話を聴いてくれる人がいない (%)	ケアマネジャーやサービス事業者に要望を言いづらい (%)
要介護度	要支援1・2	58	36.2	24.1	34.5	24.1	12.1	20.7	6.9	6.9	5.2	1.7
	要介護1・2	92	46.7	43.5	42.4	18.5	14.1	10.9	9.8	4.3	7.6	3.3
	要介護3～5	55	56.4	58.2	45.5	23.6	23.6	5.5	9.1	9.1	3.6	3.6
介護保険サービスの利用状況	利用しており、利用量も十分である	114	40.4	38.6	36.0	16.7	14.0	7.0	7.9	6.1	2.6	1.8
	利用しているが、利用量が足りていない	60	53.3	48.3	53.3	31.7	26.7	10.0	11.7	3.3	13.3	5.0
	利用していない	35	51.4	37.1	28.6	20.0	8.6	31.4	5.7	11.4	2.9	0.0

出典：「介護保険サービス利用の実態と福祉ニーズに関する調査」(平成23年3月)

(3) 在宅介護を続けていくために希望するサービスや手助け

在宅で介護を続けていくために、どのようなサービスや手助けがあるとよいかをたずねたところ、介護者同士が集まれるような環境づくりや、経済的負担の軽減、サービスの使いやすさ、医療の充実等を望む声が複数上げられています。

介護を続けていくために希望するサービスや手助け

-
- ・介護施設を充実し、施設利用を希望している、なるべく多くの人が満足できるようにしてほしい。(要介護2) *類似意見 5件

 - ・同世代で同じような悩みを共有できるような環境作りや、地域という小さな枠でなく、広域での交流などできるようなサービスや施設があるといいのではないかと思います。(要支援2) *類似意見 3件

 - ・いろいろなサービスを受けると、金銭的に負担が大きい。(要支援2) *類似意見 3件

 - ・デイサービスの1日の利用時間が短いので、もっと長い時間利用できれば助かります。(要介護2) *類似意見 1件

 - ・体調が急変した時、受け入れてくれる病院がない。安心してみてくれる医師、医療機関が必要だと思います。(要介護5) *類似意見 1件

 - ・介護者は私(妻)一人ですので、日常の買物等用足しに出かける時、病人が一人寝たきりで留守番することになります。買物等、気軽に代行してくれる人がいればとても助かります。(要介護2) *類似意見 1件

 - ・将来について小規模多機能型居宅介護は、子供も一人前になり別暮らしになり、片方が亡くなり一人生活に入ると、是非必要になってくると思う。そのような施設があれば、頼れる思いから不安が少しは軽減されると思います。また入所できたことにより、心身ともに改善されると思う。(要支援2)
-

出典：「介護保険サービス利用の実態と福祉ニーズに関する調査」(平成23年3月)

第2節 第4期計画の実績

1 地域支援事業実績

(1) 総合相談支援事業

この事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、相談を受け、地域における適切なサービス、関係機関または制度の利用につなげる等の支援を行うものです。

事業内容は大きく2つあり、ひとつは地域におけるネットワークづくりです。これは、町民への啓発活動や地域の関係者間でネットワークをつくり、地域ぐるみで問題解決を図るための基盤整備です。平成22年度は、広報なめがわを利用した啓発を行うとともに、高齢者の虐待防止や認知症の方の見守りに対応できるような高齢者見守りネットワークづくりに取り組みました。

もうひとつの事業は実態把握及び総合相談支援です。これは、地域の高齢者に関する様々な相談を受け、直接支援を行ったり、関係部署・機関につなぐなどにより相談内容の解決を図っています。平成22年度の相談件数は159件であり、年々増加しています。

総合相談支援事業実績

事業	21年度	22年度
【地域におけるネットワークづくり】		
地域住民への啓発活動	・毎月、広報なめがわへ「こんにちは！地域包括支援センターです」を掲載	・毎月、広報なめがわへ「こんにちは！地域包括支援センターです」を掲載
関係機関との連携（ネットワークづくり）	・高齢者虐待防止ネットワークづくり（民生委員協議会への協力依頼、高齢者虐待対応ケア会議の設置） ・認知症対応ネットワークづくり	・高齢者虐待防止ネットワークづくり（民生委員協議会への協力依頼、高齢者虐待対応ケア会議の設置） ・高齢者見守りネットワークづくり
【実態把握及び総合相談支援】		
相談件数	144件（電話70件、来所73件、訪問1件）	159件（電話78件、来所80件、訪問1件）
相談経路	・家族 27件 ・ケアマネ・事業所 22件 ・民生委員 19件 ・その他 76件	・家族 53件 ・民生委員 28件 ・本人 20件 ・その他 58件
相談内容	・介護保険申請、サービス 38件 ・町のサービス 22件 ・家族問題 16件 ・認知症、精神疾患 24件 ・その他 44件	・介護保険申請、サービス 33件 ・町のサービス 26件 ・家族問題 9件 ・認知症、精神疾患 16件 ・その他 75件

(2) 権利擁護事業

この事業は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるよう、個人の権利や生きることの尊厳に対する意識を高め、その権利を行使できるよう支援を行うものです。

成年後見制度利用について、平成22年度は8件の相談があり、そのうち5件の利用支援を行っています。また、虐待や困難事例については4件の相談がありましたが、立ち入り調査や措置につながる例はありませんでした。

権利擁護事業実績

事業	21年度	22年度
成年後見制度の活用促進	・成年後見制度利用相談 0件 ・利用支援 0件	・成年後見制度利用相談 8件 ・利用支援 5件
老人福祉施設等への措置の支援	該当事例なし	該当事例なし
虐待・困難事例への対応	・相談件数 4件 ・相談・訪問は実施したが、立ち入り調査や措置等の入所対応はなし	・相談件数 4件 ・相談・訪問は実施したが、立ち入り調査や措置等の入所対応はなし
消費者被害防止	広報等を通して注意喚起	広報等を通して注意喚起

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

この事業は、多様化する高齢者の生活を尊重するという観点から、一人ひとりの高齢者が地域で暮らし続けるため、高齢者自身の努力とともに、地域における様々な資源を活用し、必要な支援を広く集め、生活を総合的に支えることを目指すものです。

地域ケア会議では、各事業所からの近況報告や困難事例について検討する他、サービスの利用対象者とならないが支援が必要な人への対応や、町内転入者の地域とのつながりづくり等について検討をしました。

包括的・継続的ケアマネジメント事業実績

事業	21年度	22年度
地域ケア会議の開催	年6回開催	年6回開催
支援困難事例等への助言・指導	・介護支援専門員、サービス事業者からの相談 22件	・介護支援専門員、サービス事業者からの相談 16件

(4) 介護予防ケアマネジメント事業

この事業は、生活上の様々な課題を抱える高齢者に対して適切な支援を行うことにより、要介護状態の予防やその重症化の予防、改善を図ることを目的としています。

また、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者とともに発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めようとするものです。

介護予防については、一般高齢者向けの閉じこもり予防事業として、平成22年度より「ほうかついこいの場」を開催しています。

要支援・要介護状態になるリスクが高い特定高齢者数は、平成22年度で67人が該当し、そのうち介護予防教室への参加者は21人でした。

家族介護教室は、平成22年度は10回のプログラムを2回開催しました。

介護予防ケアマネジメント事業実績

事業	21年度	22年度
【一般高齢者向け】		
介護予防普及啓発	・ふれあいいきいきサロンで、血圧測定、健康相談、介護予防体操を実施（90回実施、延べ2,194人参加）※	・ふれあいいきいきサロンで、血圧測定、健康相談、介護予防体操を実施（24回実施、延べ491人参加）
介護予防教室 ・運動器機能向上 ・同年代との交流 ・閉じこもり予防	・運動教室（12回実施、延べ143人参加） ・男の料理教室（6回実施、延べ56人参加） ・まるごと講座（運動・口腔・栄養）（14回実施、延べ118人参加）	・運動教室（12回実施、延べ174人参加） ・男の料理教室（10回実施、延べ122人参加） ・まるごと講座（運動・口腔・栄養）（12回実施、延べ113人参加） ・ほうかついこいの場（3会場で実施、18回、延べ312人参加）
【特定高齢者向け】		
特定高齢者把握事業	特定高齢者数 73人	特定高齢者数 67人
通所型介護予防事業 ・運動器機能向上 ・口腔機能向上 ・栄養改善	・介護予防教室（24回実施、延べ294人、参加実人員21人） （運動器機能向上18人、口腔器機能向上5人、栄養改善0人）	・介護予防教室（24回実施、延べ160人、参加者人員21人） （運動器機能向上12人、口腔器機能向上8人、栄養改善0人）
訪問型介護予防事業	・該当者なし	・該当者なし
【予防給付（ケアプラン作成業務）】		
ケアプラン作成件数	・地域包括支援センター作成分 360件 ・委託先事業所作成分 446件	・地域包括支援センター作成分 192件 ・委託先事業所作成分 633件

※平成21年度の「ふれあいいきいきサロン」の実績は、いきいきサロン開催の実績（血圧測定や体操を行っていない実績が含まれている）。

その他事業実績

事業	21年度	22年度
家族介護支援事業	・家族介護教室（12回×2コース、延べ258人参加）	・家族介護教室（10回×2コース、延べ243人参加）

2 介護サービス実績

(1) 介護サービス（要介護1～5）

第4期計画期間中における介護サービスの計画値と実績値を比較すると、施設サービスは、介護老人保健施設が計画値を上回っていますが、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設ともに減少傾向にあります。

居宅サービスでは、訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、短期入所サービスが計画値を大きく上回る利用が見られました。

地域密着型サービスは、計画では平成22年度に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）1ヶ所の整備検討を盛り込み、事業者の公募を実施しましたが、合格事業者がなく、見送りとなりました。同サービスの利用を希望された方には、周辺市町村の事業所を利用することで対応しています。

また、認知症対応型通所介護は、これまでサービスを見込んでいませんでしたが、平成22年度に利用がみられました。

介護サービス事業量（要介護1～5）の計画値と実績値の比較

サービス種	単位	計画値			実績値		対計画比		実績伸率 22/21年度
		21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	21年度	22年度	
施設サービス	件/月	103	111	119	104	108	101.0%	97.3%	103.8%
介護老人福祉施設	件/月	55	59	63	51	48	92.7%	81.4%	94.1%
介護老人保健施設	件/月	43	49	54	45	58	104.7%	118.4%	128.9%
介護療養型医療施設	件/月	5	3	2	8	2	160.0%	66.7%	25.0%
居宅サービス									
訪問サービス									
訪問介護	回/年	9,090	9,488	10,139	7,083	7,648	77.9%	80.6%	108.0%
訪問入浴介護	回/年	465	496	535	645	619	138.7%	124.8%	96.0%
訪問看護	回/年	1,262	1,339	1,437	716	880	56.7%	65.7%	122.9%
訪問リハビリテーション	日/年	60	65	71	163	301	271.7%	463.1%	184.7%
居宅療養管理指導	件/年	497	554	613	81	87	16.3%	15.7%	107.4%
通所サービス									
通所介護	回/年	8,754	9,158	9,787	7,865	8,580	89.8%	93.7%	109.1%
通所リハビリテーション	回/年	4,918	5,168	5,532	5,245	5,601	106.6%	108.4%	106.8%
短期入所サービス									
短期入所生活介護	日/年	4,543	4,544	4,805	5,239	5,579	115.3%	122.8%	106.5%
短期入所療養介護	日/年	1,016	1,057	1,128	1,161	1,645	114.3%	155.6%	141.7%
居住サービス									
特定施設入居者生活介護	人/月	1	1	1	1	1	100.0%	100.0%	100.0%
福祉用具・住宅改修サービス									
福祉用具貸与	件/年	1,003	1,035	1,102	984	1,041	98.1%	100.6%	105.8%
特定福祉用具販売	件/年	46	55	67	25	23	54.3%	41.8%	92.0%
住宅改修	件/年	29	36	45	25	16	86.2%	44.4%	64.0%
ケアプラン作成									
居宅介護支援	件/年	2,196	2,303	2,463	2,036	2,147	92.7%	93.2%	105.5%
地域密着型介護サービス									
認知症対応型通所介護	回/年	0	0	0	0	214	-	-	-
認知症対応型共同生活介護	件/月	7	8	9	4	5	57.1%	62.5%	125.0%

(2) 介護予防サービスの利用実績（要支援1・2）

第4期計画期間中における介護予防サービスの計画値と実績値を比較すると、介護予防訪問介護で計画値を大きく上回る利用が見られました。

また、認知症対応型通所介護は過去に利用実績がなかったことから利用を見込んでいませんでしたが、平成22年度に若干の利用がありました。

介護予防サービス事業量（要支援1～2）の計画値と実績値の比較

サービス種	単位	計画値			実績値		対計画比		実績伸率 22/21年度
		21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	21年度	22年度	
居宅サービス									
訪問系サービス									
介護予防訪問介護	件/年	166	184	199	266	273	160.2%	148.4%	102.6%
介護予防訪問入浴介護	回/年	0	0	0	0	0	-	-	-
介護予防訪問看護	回/年	70	76	82	14	0	20.0%	0.0%	0.0%
介護予防訪問リハビリテーション	日/年	0	0	0	0	0	-	-	-
介護予防居宅療養管理指導	件/年	99	108	115	14	18	14.1%	16.7%	128.6%
通所系サービス									
介護予防通所介護	件/年	398	435	469	327	402	82.2%	92.4%	122.9%
介護予防通所リハビリテーション	件/年	215	235	254	267	225	124.2%	95.7%	84.3%
短期入所サービス									
介護予防短期入所生活介護	日/年	101	112	121	36	67	35.6%	59.8%	186.1%
介護予防短期入所療養介護	日/年	42	46	50	21	38	50.0%	82.6%	181.0%
居住型・その他サービス									
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	1	1	1	1	2	100.0%	200.0%	200.0%
福祉用具・住宅改修サービス									
介護予防福祉用具貸与	件/年	70	78	84	65	118	92.9%	151.3%	181.5%
特定介護予防福祉用具販売	件/年	10	13	14	5	6	50.0%	46.2%	120.0%
住宅改修	件/年	7	8	10	9	5	128.6%	62.5%	55.6%
ケアプラン作成									
介護予防支援	件/年	741	813	878	768	818	103.6%	100.6%	106.5%
地域密着型介護サービス									
認知症対応型通所介護	回/年	0	0	0	0	10	-	-	-
認知症対応型共同生活介護	件/月	0	0	0	0	0	-	-	-

(3) 介護給付費

介護給付費[※]の総額は、平成21年度では約6億300万円、平成22年度では約6億2,700万円となっており、1年間で約2,400万円(4.0%)増加しています。

対計画比をみると、平成21年度は98.8%、平成22年度は94.5%と、やや計画値を下回りました。これは、施設サービスの利用者数の変動が大きかったことが影響していると考えられます。

介護(予防)給付費の計画値と実績値の比較

単位：千円

サービス種	計画値			実績値		対計画比		実績伸率 22/21年度
	21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	21年度	22年度	
施設サービス 小計	316,024	338,635	362,209	317,305	319,340	100.4%	94.3%	100.6%
居宅サービス等 小計	289,075	302,349	324,142	273,062	290,457	94.5%	96.1%	106.4%
地域密着型サービス 小計	5,162	23,311	23,311	12,828	17,763	248.5%	76.2%	138.5%
介護給付費 合計	610,261	664,295	709,661	603,195	627,560	98.8%	94.5%	104.0%

※介護給付費とは、サービス利用料のうち、利用者が支払う1割負担分を除いて介護保険から支払う金額のことです。

3 一般福祉サービス実績

町で実施している主な福祉サービスの平成 21 年度、22 年度における利用実績は次頁のとおりです。

①介護保険関連事業

生きがい活動支援通所事業、生活管理指導短期宿泊事業の 2 事業は、介護保険の認定を受けていない高齢者が緊急で日中や夜間の世話が必要な際に対応できるように創設したものです。平成 21 年度、22 年度ともに利用者はいませんでした（ほとんどの場合が介護保険による対応が可能となっています）。

②在宅福祉サービス事業

ねたきり老人等短期保護事業は家族や介護者等による養護が困難な場合に高齢者を施設に一定期間保護し、高齢者とその家族の援護を図ることを目的とした事業です。平成 21 年度、22 年度ともに利用者はいませんでした。

紙オムツ支給事業は、高齢者や重度心身障害者等を対象に年 6 回の紙オムツを支給する事業です。利用人数は、延べ 300 人以上となっています。

緊急通報サービスは、緊急時の対応が必要なひとり暮らし高齢者世帯や日中独居の高齢者等を対象として、緊急時には比企広域消防本部に直接通報が入るサービスです。利用者は約 40 人となっています。

③社会福祉協議会事業

配食サービスは、65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、弁当を配送ボランティアが自宅まで届けるサービスです（自己負担 300 円／食）。平成 22 年度の利用者は 34 人（延べ 3,321 食）でした。

ふれあいいいききサロンは、概ね 70 歳以上の高齢者を対象に、健康づくり（介護予防を含む）や仲間づくりを目的として実施しているものです。平成 22 年度の利用者は延べ 1,886 人でした。

④その他の事業

在宅で寝たきりの高齢者へ手当を支給する事業や、長寿を祝う事業、老人クラブの活動支援等を実施しました。

福祉サービス事業実績

事業名	対象者	単位	実績		備考
			21年度	22年度	
【介護保険関連事業】					
生きがい活動支援通所事業	日常生活に支障のある高齢者	人	0	0	介護保険認定者は対象外
		延べ日数	0	0	
生活管理指導短期宿泊事業	日常生活に支障のある高齢者	人	0	0	介護保険認定者は対象外
		延べ日数	0	0	
介護保険利用料給付	被保険者	人	88	92	介護保険料所得段階が第3段階以下の方等
		円	3,067,300	3,982,500	
家族介護慰労金支給	介護者	人	0	1	要介護度4以上の方を在宅介護している方等/10万円
【在宅福祉サービス事業】					
ねたきり老人等短期保護事業	在宅で寝たきりの高齢者	人	0	0	
		日	0	0	
デイサービス事業	在宅の虚弱高齢者等	人	0	0	
		日	0	0	
紙オムツ支給事業	寝たきりの高齢者等	延べ人	308	355	年6回支給
緊急通報システム事業	日中独居や寝たきりの高齢者等	人	40	39	実績は加入者数
【社会福祉協議会事業】					
配食サービス	ひとり暮らし高齢者等	人	31	34	ひとり暮らしの方等週6回コース、300円/食
		回	3,995	3,321	
ふれあいいきいきサロン	概ね70歳以上の方	延べ人	2,011	1,886	概ね70歳以上の方毎週水、金曜
		回	81	92	
福祉機器の貸し出し	-	人	17	24	車イス
生活支援ヘルパー派遣事業	日常生活に支障のある方	人	17	23	
		回	18	128	
【経済的支援】					
ねたきり老人手当	6ヶ月以上寝たきりまたは重度認知症の高齢者	延べ人	38	38	月額5,000円
【いきがい対策・厚生事業】					
敬老年金支給事業	75歳以上の方	人	1,255	1,308	75歳以上の方5,000円/人
		円	6,275,000	6,540,000	
一世紀長寿祝金支給事業	満100歳の方	人	2	該当者なし	満100歳の方50万円/人
		円	1,000,000		
老人クラブ活動助成事業	地域老人クラブ、マレットゴルフ愛好会	件	16	16	
		円	380,000	380,000	
老人クラブ健康運動推進事業	地区老人クラブ、マレットゴルフ愛好会	件	16	16	50,000円/件
		円	800,000	800,000	
【ふれあいバス運行事業】					
ふれあいバス運行事業	-	日	99	99	利用料:無料
		延べ人	6,227	5,234	

4 その他高齢者に関連した取り組み実績

町では、介護や福祉だけでなく、高齢者に対する様々な事業を行っています。平成 21 年度に関係部署が実施した高齢者に関する事業は下記のとおりです。

高齢者に関連する事業実績

事業種	平成 21 年度実績	実施主体
【生涯学習】		
生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> ・寿学級…町内15集会所で出前講座を年3回ずつ実施。テーマは、健康管理、生きがい、人権教育、交通安全等。 ・パソコン活用講座…嵐山町、小川町、ときがわ町との連携交流事業。 	教育委員会
生涯スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ大会の開催…グラウンドゴルフ、駅伝競走、マレットゴルフ、スポーツ吹矢、シルバー輪投げ大会（現在は「世代交流輪投げ大会」に変更）。 	教育委員会
公民館活動	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館教室…14 教室開催。内容は、菊作り、新舞踊、実用筆ペン、足つぼ健康法、フラワーアレンジメント、歌舞伎鑑賞、秩父ハイキング、コンテナガーデン、美脚・骨盤フィットネス、絵手紙、キムチづくり等。 ・クラブ・サークル等の育成…56 団体（健康・スポーツ 30 団体、教養・文化 26 団体）あり、約 660 名が参加。 	教育委員会
【農業支援】		
農業指導	<ul style="list-style-type: none"> ・生活改善グループ育成事業…味噌づくりを行っている。滑川まつりで赤飯の無料配布、農業祭では手作り味噌、こんにゃく、みそおでんの直売を実施。 ・谷津の里づくり事業：新たに市民農園の貸し出しを開始。総計 156 区画。 ・伊古の里づくり事業：伊古の里加工部による農家レストランがオープン。 ・生きがい農業の推進：定年を機会に本格的に農業に取り組む高齢者や、農産物直売所で農産物を販売している高齢者の自立など、高齢者の再雇用や自立した生活の支援制度を検討する。相談窓口の開設、営農指導員による営農指導を行っている。 	産業振興課

高齢者に関連する事業実績（続き）

事業種	21年度実績	実施主体
【就労の機会づくり】		
シルバー人材センター	・シルバー人材センター事業：登録者数は、146名（男性124名、女性22名）。実際の活動者数は108名。業務内容は、草刈り・除草、植木の剪定、屋内外の清掃、襖・障子貼り。	シルバー人材センター
【助け合い】		
交通安全対策	・交通事故防止策事業：高齢者世帯訪問（198世帯269人）。	総務政策課
防犯	・自主防犯活動組織…14行政区19組織による、防犯パトロールや見守り活動の実施。	総務政策課
防災	・地域防災訓練…9月に実施、計1,029名参加 ・自主防災組織…19組織あり、地域ごとの防災訓練、火災等の発生時に協力。羽一地区は、比企広域消防本部より住宅モデル地区に指定されている。	総務政策課
環境衛生	・町内一斉美化運動…年2回、各世帯1名以上の参加を要請し、町内全域でゴミ拾いを実施	環境課
ボランティア	・ボランティア登録…団体15団体、個人9名（平成22年）。登録団体の主な活動は、施設慰問、サロンの運営支援等。個人の登録者の活動は、給食サービスの配達ボランティア、サロンの運営支援。 ・ボランティア育成講座…中学生19名が、森林園、いづみケアセンター、保健センター等で福祉的・社会的体験を行った。	社会福祉協議会 教育委員会

5 高齢者を取り巻く課題

(1) 地域で高齢者を支える関係性の維持・構築

元気な高齢者にとって、地域の中で何らかの役割を担うことは、自身の気持ちの張りや生きがいにつながることを期待できます。

本町の近所とのつきあいをみると、4割以上がお互いに訪問や手伝いをしあう関係となっています。一方、要介護者が近所に手助けをしてほしいこととして、話し相手や見守りの声かけを希望しています。

介護保険サービス（公的サービス）以外にも、住民同士がお互いに支え合えるような関係づくりを広げ、より重層的に高齢者の生活を支えることができるような地域をつくっていくことが必要と考えられます。

(2) 心の健康への支援

家に閉じこもりがちになると、体を動かすことが少なくなり、筋力が落ちて転倒しやすくなります。また外からの刺激も少なくなるため、高齢者のうつ病につながることもあります。さらに、高齢になると、体力の衰えや、それまでの社会的役割を失うなどの変化があり、うつ病になるきっかけが多くなります。

本町では、閉じこもりのリスクがあるとされる外出頻度が週1回未満の高齢者は1割です。また、「毎日の生活に充実感がない」、「自分が役に立つ人間だと思えない」と感じている高齢者は約2割となっています。

高齢者の介護予防を推進するためには、身体的な面のみでなく、心の面へのサポートも重要であるため、閉じこもりや抑うつ感のある高齢者への具体的な支援のあり方を検討する必要があると考えられます。

(3) 介護保険サービス利用料の補助

介護保険の居宅サービスは、利用者が必要なサービスを選択して、要介護状態になっても自宅で生活が続けられるように提供されるものです。しかし、現状では、十分な量のサービスを利用できていない人が3割程度みられ、その多くは経済的な負担が理由となっています。特に、ショートステイの利用者の半数が、利用量が足りていないという状況です。また、通所介護の利用者は3割弱が利用量が足りておらず、これらのサービスはニーズが高いことが分かります。

限度額を超えてサービス量が必要であると認められる場合は、全額自己負担ではない形での何らかの支援が求められます。

(4) 介護者への支援

在宅介護をしている介護者の肉体的・精神的負担感は依然として大きいようです。特に高齢化、核家族化が進む中で、老老介護や一人きりで介護を担っている家庭も少なくありません。また、低迷する経済情勢の中では、共働きやパート労働時間を増やすなどで日中の介護ができなくなるケースもあり、介護者の体力面やサービス利用にかかる経済的な負担も大きくなっています。

地域包括支援センターでは介護者を対象とした「家族介護教室」を開催していますが、参加者はこれから介護をすることになる、比較的気持ちに余裕のある方がほとんどです。深刻な介護に直面している介護者が在宅で介護を続けていくためには、少しでも介護から離れられる時間を確保し、疲れやストレスを解消できる機会があることが重要となってきます。

現在、町では介護者同士の交流も含めた家族介護教室の検討がなされており、認知症家族の会による介護者の集える場の立ち上げも進んでいるところです。場の提供だけでなく、要介護者を抱えながらも集いの場に来る時間を確保できるような体制の工夫が必要です。また、介護者が家を空けられないのであれば、訪問によって介護者を孤立させない方法を検討していく必要があります。

(5) 介護予防活動の展開と自主グループ活動への支援

一般高齢者向けの介護予防事業として、地域包括支援センターと在宅介護支援センターが連携し「ほうかついこいの場」が開催されています。月の輪地区では講座終了後に住民による自主グループが結成され、在宅介護支援センターが関わりながら月1回自主的な活動が行われています。

今後、「ほうかついこいの場」を地域展開していくことで、複数の地区で同様の自主グループが結成されることも考えられますが、それらの活動を継続するために適切な支援を行っていく必要があります。

(6) 対応が困難な事例への対応体制

平成22年度に実施したヒアリング調査では、高齢者や家族に対する支援の中でも、対応が困難な事例が増加していることが明らかとなりました。

- ・家族の介護疲労から暴力をふるう
- ・介護者に精神的な疾患があり、高齢者が十分な食事を取れていない
- ・ゴミ屋敷で放置・放任されている
- ・高齢者本人に薬物やアルコール等による依存症等の精神的な疾患がある
- ・家族が高齢者本人の年金を使い込んで、十分な介護サービスが利用できない
- ・家族に就労者がおらず、経済的に困窮している

これらの困難ケースに対しては、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、社会福祉協議会、保健センター、その他関係機関が連携を取りながら必要な支援に結びつけるなどの対応がなされていますが、すべてのケースが解決に結びついているわけではありません。特に、家族が介入を拒否する場合の対応は困難となり、このようなケースには時間をかけて関わり続けることが求められます。

在宅生活を送る高齢者や家族が抱える問題に向き合いながら、丁寧に解決まで結びつける関わり方や、それを可能とする対応体制が今後も必要となります。

(7) 認知症高齢者へのサポート体制

本町では、地域包括支援センターと在宅介護支援センター、専門病院医師がネットワークをつくり、認知症高齢者を専門医受診につなげて正しい治療や介護が行われるような受診支援が行われています。また、町民向けにも認知症サポーター養成講座による認知症高齢者等への支援が始まっています。

町民が認知症に対する理解を深め、認知症高齢者やその介護者に対する見守り等の支援が自然に行えるような環境づくりを目指した取り組みを今後も継続することが必要です。

(8) 介護保険サービスへのニーズの変化

平成22年度の調査では、介護保険サービスの利用動向に関して、以下の状況が確認されました。

- ・共働きの増加で日中独居の高齢者が増加し、通所サービスのニーズが拡大しているが、限度額があるためサービスを増やせない。
- ・施設入所者は、胃ろう等の経管栄養で在宅介護が困難となって入所するケースが増加している。
- ・相談者から寄せられる相談は、「親の面倒をみたいけれどもみられない、施設に入れないか」という内容が増えている。

これらの背景には、在宅介護を支える家族の人的基盤（世帯の少人数化）、経済的基盤（所得）が弱まっていることが推測されます。特に、過去数年の経済状況の変化によって安定した収入を得ることが困難になっている家庭も少なくないと考えられ、要介護高齢者を支える家族の生活基盤が弱体化していることが施設入所意向を押し上げる原因になっていると考えられます。

介護保険制度では、可能な限り住み慣れた地域での生活の継続を目的とした制度です。家族の生活基盤が弱体化している中で要介護高齢者が在宅で暮らし続けられる環境や基盤を整備していく必要があります。

第3章 計画の基本目標と方針



第1節 計画の基本目標

第5期計画の基本目標を検討するにあたり、高齢者数や世帯構造の変化、住民同士の関係、各種制度の状況などを踏まえる必要があります。具体的には、高齢者の増加に伴い、ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯、日中独居世帯が増加することが予想されます。

町の状況をみると、長く居住している方が多い地区では、自主防犯組織や自主防災組織など地域ぐるみの活動を行っていたり、高齢者への見守りや送迎、買い物代行を行うなど、住民同士による助け合いを行う土壌が根付いており、実際にそれぞれのやり方で活動が行われています。一方で、近年に住宅整備が進んだ地区では、これから住民同士の関係をつくっていかねばなりません。

一方、介護保険財政は逼迫しており、3年ごとの計画見直しを行う度に保険料が一定額ずつ増加することが見込まれます。今後も保険料負担やサービス利用の手控え等がさらに増すことも懸念されます。

また、介護サービスは介護が必要な方の生活を支えるものですが、あくまでも生活の一部を担っているに過ぎず、多くは家族による介護や近隣住民の見守りなどで支えられています。介護サービス以外の部分を家族や地域でどのように支えていくことができるのか、住民同士で検討することが本来の意味での介護の社会化につながると考えます。

これらを考慮し、第5期計画の基本目標は、第4期計画において掲げた基本目標を引き続き踏襲することとします。

基本目標：「誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくり」

この目標は、高齢者を含めた町民一人ひとりが、自らの健康を保持しながら生涯現役で活躍できる地域づくりを目指すとともに、高齢期に要介護状態になっても、家族や近隣、地域の様々な関係者が高齢者の生活を支え、ともに暮らしていける地域づくりを目指すものです。

地域の中で、町民一人ひとりがお互いを尊重しながら、主体的に関わっていける地域づくりを目指します。

第2節 計画の基本方針

第5期計画は、介護保険法の理念を踏まえ、滑川町第4次総合振興計画で掲げられた町の将来都市像の実現を目指して、以下の基本的な考え方のもとに施策の基本方針を掲げます。

【施策の基本的な考え方】

○高齢者の自立の促進と尊厳の尊重

町民一人ひとりが、それぞれの役割を發揮しながら、いきいきと豊かに地域で暮らし続けることができる地域づくりを目指します。また、どのような状態であっても、お互いに尊重し合える豊かな心を持ち続けることができる地域づくりを目指します。

○住み慣れた地域での生活の尊重

要介護状態になっても、本人が望めば、可能な限り住み慣れた家庭や地域の中で、それぞれが有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、介護サービス、一般福祉サービスの他、近隣での助け合いなども含めた環境整備を目指します。

これらの基本的な考え方や介護保険法の主旨、保険者としての役割を考慮し、基本目標の実現に向けた施策として以下の4項目を掲げます。

1 心身ともに健康を保持しながらいきいきと暮らせるまちづくり

今後、平成27年頃までに団塊の世代が高齢期を迎えるため、65歳以上の高齢者数が大幅に増加することが見込まれています。一方で、平均寿命は年々延伸しており、65歳時点の平均余命は男性18.86年、女性23.89年（「日本人の平均余命」平成22年簡易生命表、厚生労働省）に達しており、この期間を心身ともに健康な状態で過ごすことがとても重要です。

健康づくりや介護予防は、町民一人ひとりが意識して日常生活の中で継続して取り組める環境や継続する意識が重要です。

町では、地域包括支援センターによる健康づくり・介護予防事業をはじめとして、様々な機関・団体や部署との連携により、健康づくりや介護予防に対する意識啓発を行うとともに、町民が実際に取り組める機会の維持・拡大を図ります。

2 介護が必要になっても、本人も家族も安心して暮らしていけるまちづくり

高齢期になると、身体機能の低下にともなって様々な病気やけが等による障害が発生し、本人も家族もそれまでとは異なる生活を余儀なくされます。健康づくりや介護予防は、できるだけそれを先送りするためのものですが、介護が必要になった場合でも安心して生活を送ることができる環境が必要とされています。

現在の介護サービスや福祉サービスを利用するためには、一定の要件（介護サービスでは1割負担、福祉サービスでは世帯構成等）が必要となるものが主となっていますが、本人の生活状況に合わせて必要な時に必要なだけ保健福祉サービス等が利用できる基盤整備の推進を図ります。

また、提供する介護サービスや福祉サービスは、一人ひとりの高齢者や介護者の生活満足度を高めるためのものです。そのため、提供側が常にサービスの質向上を意識した取り組みを行える環境づくりを目指します。

3 高齢者が自らの役割や生きがいを意識できるまちづくり

私たちは、社会生活を送る上で一人ひとりがそれぞれ何らかの役割を担っており、それは高齢期になっても変わるものではありません。高齢者が地域内あるいは家庭内において自らの役割や生きがいを意識し、それを継続して実践できる環境整備を目指します。

特に、今後増加していく定年退職者層に対しては、社会活動や地域活動等への参加意欲を引き出すための仕掛けを検討していきます。

また、高齢期になっても働く意欲を持っている人は少なくありません。高齢者に合った多様な働ける機会の検討を推進します。

4 住民相互に支え合えるまちづくり

介護サービスや福祉サービスは、該当する方には権利として利用することができるものですが、これらのサービスには限界があるため生活のすべてをサービスのみで補うことはできません。そのため、困った時には相互に助け合えるような家族関係、近所づきあいが必要です。

本町に長く居住している人の多い地域では、高齢者への見守りや送迎、買い物代行を行うなど、住民同士による助け合いを行う土壌が根付いています。援助をする側もされる側も相互に尊重しながら、助け合いの意識が自然に持てるような環境整備を推進します。

虐待問題や複合的で困難な事情を抱える家族・世帯に対しては、関係機関が相互に協力し合える体制を推進し、地域ぐるみで対象となる家族・世帯を支える環境づくりを目指します。

認知症の高齢者等に対するサポートは未だに十分とはいえない状況です。例え認知症になったとしても、安心して呆けられる、徘徊できるようなまちづくりを目指す必要があるため、認知症に対する知識の普及や理解促進、住民による協力体制の構築等を推進します。

第4章 基本目標の達成に向けた取り組み



第1節 心身ともに健康を保持しながら いきいきと暮らせるまちづくり

本節では、町民の健康への意識を高めたり、継続して介護予防に取り組める環境づくりのための事業について定めます。

1 高齢者数の見込み

本町の人口増加の大きな要因となっている住宅開発が一段落しつつあることから、人口は今後緩やかに増加すると考えられます。平成26年の人口は17,624人になると見込まれます。

65歳以上の高齢者人口は、平成23年の3,067人が今後3年間で574人増加し、高齢化率は平成26年には20.7%に上がると予想されます。

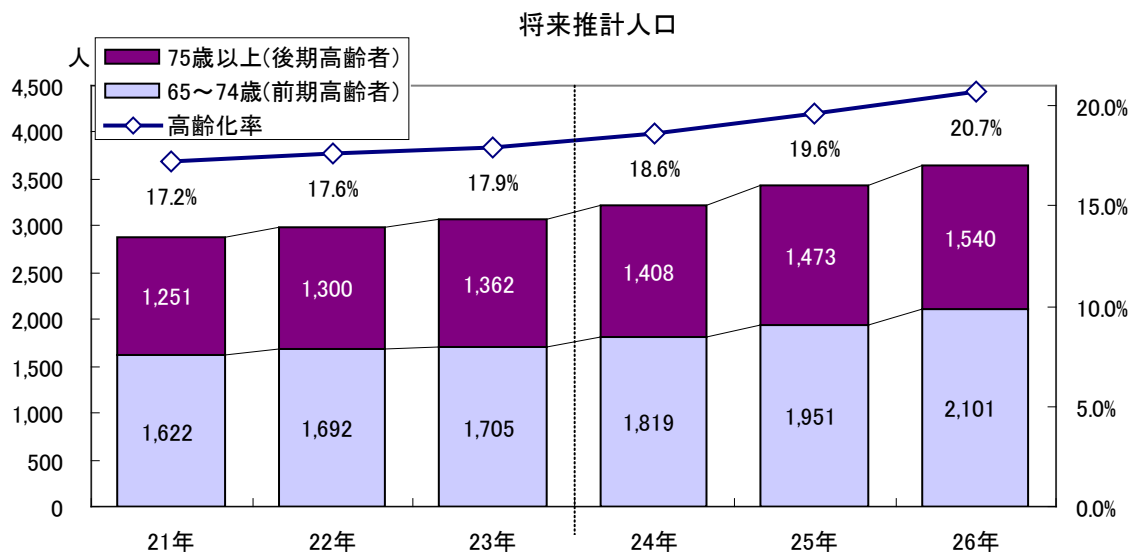
将来推計人口

単位：人、%

	実績			推計		
	21年	22年	23年	24年	25年	26年
総人口	16,691	16,974	17,145	17,308	17,460	17,624
65歳以上 (第1号被保険者)	2,873 17.2%	2,992 17.6%	3,067 17.9%	3,227 18.6%	3,424 19.6%	3,641 20.7%
65～74歳 (前期高齢者)	1,622 9.7%	1,692 10.0%	1,705 9.9%	1,819 10.5%	1,951 11.2%	2,101 11.9%
75歳以上 (後期高齢者)	1,251 7.5%	1,300 7.7%	1,362 7.9%	1,408 8.1%	1,473 8.4%	1,540 8.7%
40～64歳 (第2号被保険者)	5,518 33.1%	5,620 33.1%	5,819 33.9%	5,922 34.2%	5,982 34.3%	6,023 34.2%

※上段：人数、下段：構成割合

出典：実績は住民基本台帳4月末の値



2 介護予防事業

(1) 一次予防事業

高齢者が生き生きと生活する地域づくりを目指して、全ての高齢者を対象とした介護予防に関する情報提供、自発的な活動の支援、環境整備を行います。

一次予防事業

事業名	事業内容
介護予防普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・広報なめがわに介護予防に関する情報を掲載します。 ・ふれあいいきいきサロンで、介護予防手帳の配布、血圧測定、健康相談、介護予防のための運動実技指導を実施します。
地域介護予防活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修を実施します。 ・介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業を実施します。
介護予防教室	<p>各種介護予防のための教室を開催します。また、教室に参加することで、同年代の仲間との交流を図り、閉じこもりを予防します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動教室（運動器機能向上事業） 高齢者の運動器の機能向上を目指すとともに、介護予防の重要性を理解し、運動習慣を身につけてもらうための教室を開催します。 ・介護予防まるごと講座（運動器機能向上・口腔器機能向上・栄養改善事業・認知症予防） 介護予防の重要性を理解し、介護が必要な状態にならないよう、介護予防の知識と習慣を身につけてもらう講座を開催します。 ・高齢者スキルアップ教室（閉じこもり予防事業） 趣味活動を通して健康でいきいきとした生活を送ることを目的として、うた声サロンや男の料理教室などを開催します。 ・ほうかついこいの場（閉じこもり予防事業） 遠方への外出が困難な方が地域で仲間と集まる機会をつくることを目的として、地区の集会所で健康・介護相談、健康チェック、ダンス等を行います。
介護予防一般高齢者施策評価事業	<p>事業が適切かつ効果的に実施されたかどうか、年度ごとの事業評価を実施します。</p>

(2) 二次予防事業

生活機能の低下がみられる方等に対して、介護予防に取り組める機会を提供します。

① 対象者把握事業

要支援・要介護状態になるおそれのある二次予防事業者の対象者を把握するため、高齢者の生活機能に関する状態の把握を行います。対象者の把握は、高齢者生活機能調査による把握、在宅介護支援センターからの情報、本人・家族からの相談、要介護認定非該当者といった対象者や手段を利用して行います。

② 介護予防事業

二次予防事業対象者に対し、地域包括支援センターの作成する個別計画に沿って、介護予防のための教室を開催します。また、教室に参加することで、同年代の仲間との交流を図り、閉じこもりを予防します。

介護予防事業

事業名	事業内容	24年度	25年度	26年度
【通所型介護予防事業】				
介護予防教室 (運動器機能向上)	高齢者の運動器の機能向上を目指すとともに、介護予防の重要性を理解し、運動習慣を身につけてもらうことを目的とします。	20人	20人	20人
介護予防教室 (口腔器機能向上)	歯科衛生士による口腔衛生指導等を行い、高齢者の口腔器の機能向上を目指します。	20人	20人	20人
栄養改善	介護予防教室の中で、個別に低栄養状態の方に対して指導を行います。	5人	5人	5人
【訪問型介護予防事業】				
栄養改善	低栄養状態を改善するため、個別に栄養相談を実施します。	5人	5人	5人

③ 二次予防事業評価事業

毎年行う対象者数の把握とともに、二次予防事業対象者の中で状態が改善した人数、要介護認定を申請した人数などをとりまとめ、事業が適切かつ効果的に実施されたかどうか年度ごとの事業評価を実施します。

(3) 地域支援事業の見込量確保のための方策

事業実施にあたっては、町内外の関係機関等に対して専門的技術を有する職員等の派遣協力を依頼したり事業委託を行うなどして、事業の円滑な実施に努めます。

3 一般福祉サービス

本町においても、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加が見込まれています。それら的高齢者に対して、栄養改善や安否確認、閉じこもり予防等の観点から以下のサービス提供を行います。

介護予防に関する一般福祉サービス

事業名	対象者	事業内容	実施主体
給食サービス	ひとり暮らしの高齢者等の希望者（社協会員であること等条件あり）	配送ボランティアが自宅へ週6回お弁当を配送します。	社会福祉協議会
高齢者見守りネットワーク	高齢者	地域のみなさんで高齢者を見守り、何かきがかりなことを感じたら、相談機関（包括・在支・社協）に連絡して高齢者を支えるしくみです。	地域包括支援センター
ふれあいいいきサロン	概ね70歳以上の高齢者	寝たきりや認知症、閉じこもりを予防し、いきいきと暮らすために、週2回、ゲームや歌、いきいき体操等を通して、生きがいつくりや仲間づくりの場を提供します。また、介護予防事業として血圧測定や健康運動を実施します。	社会福祉協議会
ふれあいバスの運行	制限なし	町民の交通手段の利便を図るため、毎週水曜と金曜に町内を循環する「ふれあいバス」を運行します。	町民福祉課

また、老人福祉法では、介護を必要としないけれども、生活上の支援を必要とする高齢者のために以下の施設が定められています。

第5期計画期間中は、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム利用者については現在の利用人数が継続し、退所者はいないと想定しています。

また、在宅介護支援センターは1ヶ所に事業委託を行います。

老人福祉法で定められた施設

施設名称	施設概要	24年度	25年度	26年度
養護老人ホーム	身体や精神の機能が大きく衰えてはいないけれども、経済的に問題があり、一人で暮らしていくことが難しいという65歳以上の高齢者を対象とした施設です。 介護保険施設ではなく、入所措置は市町村が決定します。	1人	1人	1人
軽費老人ホーム	家庭環境、住宅事情などの理由によって居宅において生活することが困難な低所得のお年寄りが、低額な料金で利用できる施設です。 原則として60歳以上の方が対象ですが、60歳以上の配偶者と利用する方はこの限りではなく、施設長との契約により利用できます。	2人	2人	2人
生活支援ハウス	おおむね60歳以上のひとり暮らしや、お年寄り夫婦のみの世帯で、高齢などのために独立して生活することに不安のある方が入ることのできる施設です。	-	-	-
老人福祉センター	無料または低額な料金で、老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設です。	-	-	-
在宅介護支援センター	高齢者や家族の立場に立って相談を受け、必要な保健、福祉サービスが受けられるように、行政機関、サービス提供機関、居宅介護支援事業所等との連絡調整を行います。 また、サービスの内容や利用方法などの情報提供や、広報・啓発活動に関する情報の提供、または要援護となるおそれのある高齢者やその家族等に対して、専門職員が在宅介護等に関する総合的な相談に応じます。	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所

第2節 介護が必要になっても、

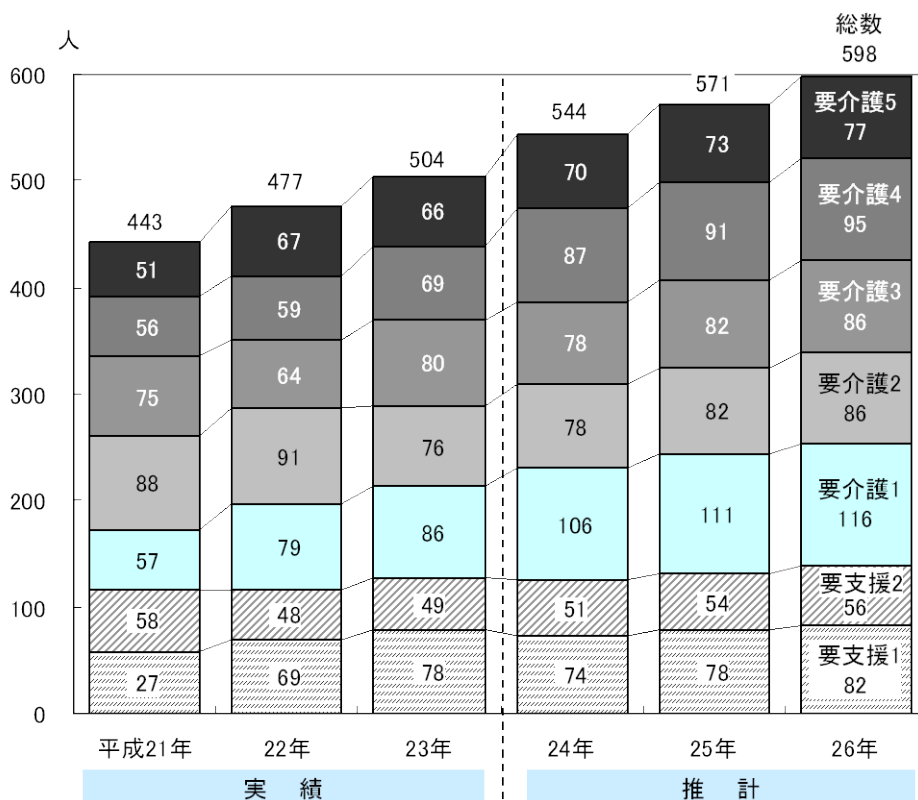
本人も家族も安心して暮らしていけるまちづくり

本節では、日常的に介護や支援が必要な要支援・要介護認定者の生活を支える介護サービスの提供目標を定めるとともに、介護サービスだけでは補えない生活支援を行うための一般福祉サービスについて定めます。

1 要支援・要介護認定者数の見込み

将来の要支援・要介護認定者数は、毎年約30人ずつ増加し、平成26年には598人になると見込まれます。

将来の要支援・要介護認定者数の見込み



※実績は各年10月末現在。

出典：介護保険事業状況報告

2 介護サービス事業量の見込み

本町でのサービス利用状況や整備計画、国の条件を踏まえて算出した介護サービス事業量は以下のとおりです。

(1) 事業量推計の考え方

① 施設・居住系サービス利用者数の想定

今期計画中に介護保険施設の開設・増床予定はありませんが、今後退所者との入れ替わり等で各施設の町内在住者の入所率が高くなることも考えられます。したがって、施設サービスの利用者数は今後も少しずつ増加すると想定しました。

介護保険サービス利用者数の見込み

単位：人

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
認定者数(a)	477	504	544	571	598
施設・居住系サービス利用者数(b)	112	117	127	133	139
居宅サービス利用対象者数(c=a-b)	365	387	417	438	459
居宅サービス利用者数(c×利用率)	240	250	277	293	308
うち要支援者数	67	68	72	76	79
うち要介護者数	173	182	205	217	229

② サービス整備計画

第5期における新たなサービスの整備計画は、認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護です。現在のところは具体的な事業所の整備計画にまでは至っていませんが、平成24年度末の開設を目標に整備を検討します。その際、町と関係者間で事業計画、運営方針、ケアの内容などに関する意見交換を行い、理念に合致する施設の整備を図ります。

サービスの整備計画

	介護保険施設	地域密着型サービス	
サービス種別	予定なし	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護
規模	-	15人×1箇所	18人×1か所
開設予定時期	-	平成24年度	平成24年度

地域密着型サービスの必要利用定員総数

サービス名称	24年度	25年度	26年度
認知症対応型共同生活介護	18人	18人	18人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0人	0人	0人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0人	0人	0人

③ 居宅サービス利用者数の推計

介護サービス事業量は、以下の算定式によって推計しています。

介護サービス事業量の算定式	
介護サービス事業量	= ア 要支援・要介護認定者数
	× イ サービス利用率 (利用者数÷要支援・要介護認定者数)
	× ウ 利用者一人あたり平均利用回数

今回の推計では、アは前述した各年の要支援・要介護認定者数推計値、イ及びウは平成22年度、23年度の実績を参考に設定しました。

居宅サービスの見込み利用者数は下記のとおりです。

(2) 介護サービス (要介護1～5)

① 施設サービス

現在は、町内にある介護老人福祉施設、介護老人保健施設ともにほぼ満床となっていますが、各施設とも町民以外の利用も少なくありません。今後、町外の利用者の退所との入れ替わりで町民が入所することも予想されるため、年に数人ずつ増加すると想定しました。

また、介護療養型医療施設については、平成29年度末までに廃止されることとなっていますが、現時点で町内の利用者は0人となっているため、今後の利用は見込みません。

結果、第5期の施設サービス利用者数は徐々に増加し、112人～120人程度になると見込まれます。

施設サービス利用者数の見込み

サービス種	単位	24年度	25年度	26年度
介護老人福祉施設	人/月	51	53	55
介護老人保健施設	人/月	61	63	65
介護療養型医療施設	人/月	0	0	0
計	人/月	112	116	120

② 居宅介護サービス

居宅介護サービスの各サービス量は、要介護認定者数と一人あたりのサービス受給量の増加に応じて見込みました。

居宅介護サービス利用量の見込み

サービス種	単位	24年度	25年度	26年度
【訪問サービス】				
訪問介護	回/年	10,007	10,705	11,403
訪問入浴介護	回/年	646	688	730
訪問看護	回/年	1,226	1,283	1,339
訪問リハビリテーション	日/年	615	650	684
居宅療養管理指導	人/年	96	103	109
【通所サービス】				
通所介護	回/年	10,226	10,845	11,465
通所リハビリテーション	回/年	6,002	6,320	6,639
【短期入所サービス】				
短期入所生活介護	日/年	6,464	6,746	7,028
短期入所療養介護	日/年	1,490	1,551	1,612
【居住サービス】				
特定施設入居者生活介護	人/月	3	3	3
【福祉用具・住宅改修サービス】				
福祉用具貸与	人/年	1,119	1,180	1,241
特定福祉用具販売	人/年	25	26	27
住宅改修	人/年	17	18	19
【ケアプラン作成】				
居宅介護支援	人/年	2,288	2,421	2,554

③ 地域密着型介護サービス

認知症対応型共同生活介護は、今後利用者数の増加が見込まれます。地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、第5期中の整備計画がないことから、利用量を見込みません。

訪問・通所系サービスについては、必要に応じて整備の検討を行います。

地域密着型サービス利用量の見込み

サービス種	単位	24年度	25年度	26年度
【訪問・通所等サービス】				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	0	0	0
夜間対応型訪問介護	回/年	0	0	0
認知症対応型通所介護	回/年	23	25	27
小規模多機能型居宅介護	人/月	0	7	15
複合型サービス	人/年	0	0	0
【居住サービス】				
認知症対応型共同生活介護	人/月	13	14	16
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	0	0	0

(3) 介護予防サービス（要支援1・2）

① 居宅介護予防サービス

要支援認定者は今後更に増加すると想定されるため、見込み人数にあわせてサービス量を見込んでいます。介護予防訪問入浴介護と介護予防訪問リハビリテーションについては、町内に事業所がほとんどないため、第5期は見込みません。

要支援1・2に該当した方のケアプランは、原則地域包括支援センターが作成しますが、利用者の利便性を考慮し、一部のケアプラン作成を指定事業所に委託して、介護予防の実施体制を整備します。

居宅介護予防サービス利用量の見込み

サービス種	単位	24年度	25年度	26年度
【訪問サービス】				
介護予防訪問介護	人/年	266	281	297
介護予防訪問入浴介護	回/年	0	0	0
介護予防訪問看護	回/年	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	日/年	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人/年	9	10	10
【通所サービス】				
介護予防通所介護	人/年	340	358	377
介護予防通所リハビリテーション	人/年	279	296	313
【短期入所サービス】				
介護予防短期入所生活介護	日/年	1	1	1
介護予防短期入所療養介護	日/年	14	15	17
【居住サービス】				
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	2	3	3
【福祉用具・住宅改修サービス】				
介護予防福祉用具貸与	人/年	97	102	106
特定介護予防福祉用具販売	人/年	6	6	7
住宅改修	人/年	5	5	6
【ケアプラン作成】				
介護予防支援	人/年	819	865	910

② 地域密着型介護予防サービス

介護予防認知症対応通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護については、必要に応じて整備の検討を行います。

地域密着型介護予防サービス利用量の見込み

サービス種	単位	24年度	25年度	26年度
【通所等サービス】				
介護予防認知症対応型通所介護	回/年	69	76	84
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/年	0	0	0
【居住サービス】				
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0

③ 介護予防の達成状況の点検及び評価

毎年の事業実施状況について地域包括支援センター運営協議会に報告し、介護予防事業の効果と評価を行います。

(4) 家族介護支援事業

家庭内で要介護状態の高齢者の介護をしている家族介護者等を支援するため、以下の事業を実施します。

家族介護支援事業

事業名	事業内容
家族介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護教室 要介護状態の高齢者の介護をしている家族等を対象に、適切な介護知識・技術の習得について講座を開催します。
認知症高齢者見守り事業	認知症に関する広報・啓発活動を行うとともに「高齢者見守りネットワーク」を充実させます。
家族介護継続支援事業	介護をされているご家族の健康状態のチェックや血液検査、介護者同士の交流の場を設ける等、前向きに介護を続けていけるような支援を検討、実施します。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

支援が必要な高齢者等が地域で安心して暮らし続けることができるよう、支援を行う関係機関や介護支援専門員に対して以下の事業を実施します。

包括的・継続的ケアマネジメント事業

事業名	事業内容
包括的・継続的なケア体制の構築	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、高齢者の状態に合わせて、サービスや地域の資源を活用した様々な支援が必要になります。また、高齢者が入退院や施設入所等を繰り返しながらでも地域で暮らしていけるよう、医療機関を含めた関係機関との連携体制が必要です。地域ケア会議を継続的に開催し、包括的・継続的なケア体制を構築します。 また、国の方針に則って、関係機関との連携のもとで地域包括ケアを推進します。
支援困難事例等への助言・指導	地域包括支援センターや関係機関の連携のもと、介護支援専門員が抱える支援困難事例について具体的な支援方針を検討していきます。

(6) 市町村特別給付

介護保険制度では、独自の介護サービスについて市町村が条例で保険給付に設定することができます。しかし、制度上それに要する給付費は、第1号被保険者（65歳以上）の保険料で賄うこととされています。そのため、介護保険法で定められた介護サービス以外のサービスを保険給付の対象とすべきかどうかは、そのサービスが持つ効果が介護保険法の理念に合致するものであるか否か、サービス対象者が要支援・要介護認定者のみでよいのかどうか、第1号被保険者保険料に及ぼす影響等を考え、慎重に検討する必要があります。

本町では、第1期～第4期計画期間を通じて市町村特別給付は実施しておりません。これは、対象となるサービス（例えば給食サービスや紙オムツ支給サービス等）が要支援・要介護認定者のみを対象とするものではないことを念頭に置いた措置であり、第5期計画でもこの方針を踏襲することとします。

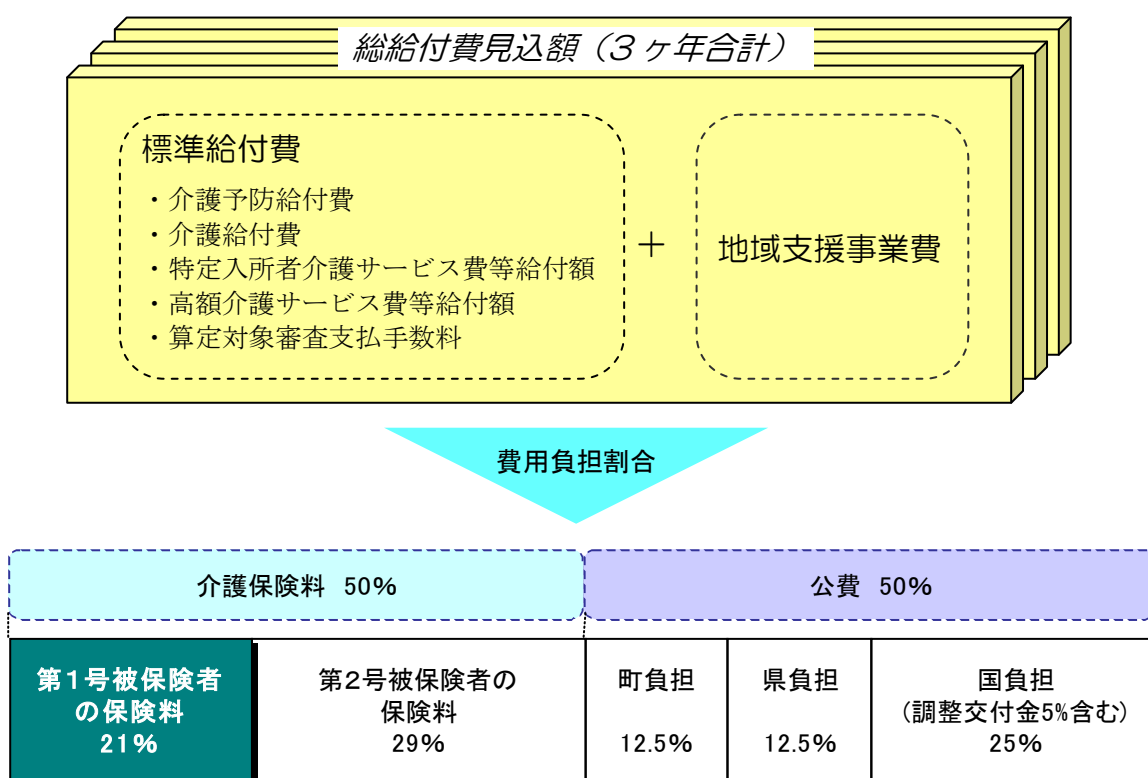
3 第1号被保険者の保険料

(1) 保険料の算出方法

第1号被保険者の保険料基準額は、平成24～26年度の3年間における給付費[※]見込額のうち21%を、所得段階別負担割合で調整した平成24～26年の第1号被保険者延べ人数で除して求められます。

※給付費とは、サービス報酬単価から自己負担分(1割)を除いて介護保険特別会計からサービス事業者を支払われる金額を指します。

介護保険の財源の構造



(2) 第5期の介護サービス給付費見込額

介護サービス給付費は、サービスの報酬単価に事業量を乗じて求められます。また、第5期から本町の介護報酬が3.6% (介護報酬改定率1.2%+地域区分の見直し分2.4%) 上がるため、その分を上乗せして算出しました。

算定結果は、次頁のとおりです。

介護保険対象サービス給付費の算定式

第5期介護サービス給付費

$$= \Sigma (\text{サービス別利用者一人あたり平均給付額実績} \times \text{サービス別事業量見込み} \times \text{介護報酬改定率 } 103.6\%)$$

サービス種別介護サービス給付費見込額

サービス種	介護サービス			予防サービス		
	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度
居宅介護サービス						
【訪問サービス】						
訪問介護	27,245	29,051	30,857	4,409	4,682	4,956
訪問入浴介護	7,468	7,954	8,439	0	0	0
訪問看護	8,741	9,174	9,607	0	0	0
訪問リハビリテーション	1,671	1,757	1,843	0	0	0
居宅療養管理指導	538	576	613	19	20	20
【通所サービス】						
通所介護	85,979	91,138	96,296	10,809	11,559	12,310
通所リハビリテーション	47,526	49,879	52,233	10,132	10,901	11,671
【短期入所サービス】						
短期入所生活介護	55,008	57,500	59,992	1	1	1
短期入所療養介護	14,769	15,356	15,944	53	59	65
【居住サービス】						
特定施設入居者生活介護	911	1,077	1,248	1,674	1,764	1,853
【福祉用具・住宅改修サービス】						
福祉用具貸与	16,866	17,815	18,765	1,018	1,065	1,113
特定福祉用具販売	852	900	949	153	161	171
住宅改修	1,991	2,106	2,220	518	548	578
【ケアプラン作成】						
居宅介護支援	30,931	32,647	34,363	3,598	3,796	3,993
地域密着型サービス						
【訪問・通所等サービス】						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0			
夜間対応型訪問介護	0	0	0			
認知症対応型通所介護	57	63	69	475	529	583
小規模多機能型居宅介護	0	14,810	30,900	0	0	0
【居住サービス】						
認知症対応型共同生活介護	37,905	42,727	47,475	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0			
複合型サービス	0	0	0			
介護保険施設サービス						
介護老人福祉施設	153,854	160,123	166,392			
介護老人保健施設	198,719	205,411	211,954			
介護療養型医療施設	0	0	0			
小 計	介護給付費			予防給付費		
	691,031	740,064	790,159	32,857	35,087	37,315

介護給付費+予防給付費 合計	723,889	775,151	827,474
-----------------------	----------------	----------------	----------------

単位：千円

※四捨五入の関係で、合計と内訳が一致しない場合があります。

(3) 第5期の総給付費見込額

前段で算出した介護サービス給付費にその他の標準給付費及び地域支援事業費の見込額を加えたものが第5期計画期間の給付費見込額になります。

地域支援事業費は、介護保険給付費の3%を上限とすることが定められており、本町では各年2%で設定しました。

第5期の総給付費見込額は、平成24年度は約7億8,800万円、25年度は8億4,500万円、26年度は9億300万円となり、3ヶ年合計では約25億3,600万円の給付費が必要になると見込まれます。

第5期計画期間における給付費見込額

単位：千円

	24年度	25年度	26年度	3ヶ年合計
標準給付費 計	772,650	828,259	885,257	2,486,166
・介護保険サービス給付費	723,889	775,151	827,474	2,326,513
介護給付費－居宅介護サービス	300,496	316,930	333,369	950,795
－地域密着型サービス	37,962	57,600	78,443	174,006
－施設サービス	352,573	365,534	378,346	1,096,454
予防給付費－居宅介護予防サービス	32,383	34,558	36,731	103,672
－地域密着型介護予防サービス	475	529	583	1,587
・特定入所者介護サービス費等給付額	35,217	38,423	41,920	115,561
・高額介護サービス費等給付額	11,172	12,118	13,144	36,433
・高額医療合算介護サービス費等給付額	1,437	1,558	1,690	4,685
・算定対象審査支払手数料	935	1,009	1,030	2,973
地域支援事業費	15,453	16,565	17,705	49,723
合 計	788,103	844,824	902,962	2,535,889

※四捨五入の関係で、合計と内訳が一致しない場合があります。

(4) 保険料基準額

3ヶ年の総給付費見込合計額 25 億 3,600 万円の 21%に対して、調整交付金、保険料収納率、介護給付費準備基金の取り崩し等の調整を行って保険料を算定すると、基準額（第4段階）は月額 4,600 円と計算されました。

第5期の保険料は、第1号被保険者の所得額によって8つの段階に分けて設定しました。これは、国の基準である6段階の設定を細分化し、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細かな保険料設定を行ったものです。

所得段階別第5期介護保険料

第4期の所得段階	第5期の所得段階	対象者	所得段階別加入者割合見込み	基準額に対する割合	保険料額（月額）	保険料額（年額）
第1段階	第1段階	老齢福祉年金及び生活保護受給者の方	1.2%	0.50	2,300円	27,600円
第2段階	第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入が80万円以下で、他に所得がない方	13.2%	0.50	2,300円	27,600円
第3段階	特例第3段階	本人が住民税非課税で、本人の年金収入が120万円以下の方	4.6%	0.70	3,217円	38,600円
	第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入が120万円を超える方	4.6%	0.75	3,450円	41,400円
特例第4段階	特例第4段階	本人が住民税非課税で、世帯に課税者があり、本人の年金収入が80万円以下の方	22.5%	0.90	4,133円	49,600円
第4段階（基準額）	第4段階（基準額）	本人が住民税非課税で、世帯に課税者があり、本人の年金収入が80万円を超える方	15.2%	1.00	4,600円	55,200円
第5段階	第5段階	本人が住民税課税で、所得金額125万円未満の方	15.7%	1.15	5,283円	63,400円
第6段階	第6段階	本人が住民税課税で、所得金額190万円未満の方*	10.4%	1.25	5,750円	69,000円
第7段階	第7段階	本人が住民税課税で、所得金額400万円未満の方	9.4%	1.50	6,900円	82,800円
第8段階	第8段階	本人が住民税課税で、所得金額400万円以上の方	3.2%	1.60	7,358円	88,300円

※第4期は、所得金額200万円未満の方。

(5) 介護給付費の費用適正化事業

介護サービスの利用に係る給付費は、その50%が高齢者（第1号被保険者）や40～64歳の被保険者（第2号被保険者）の保険料で賄われています。

要介護認定を受けた高齢者の生活を支えるという目的や効果が期待できないサービス計画が組まれているような場合には、介護支援専門員に対して適切な指導を行います。

また、町内で活動する介護支援専門員に対して、より効果的なサービス計画の作成を促し、介護給付費の適正化に努めます。

4 一般福祉サービス

(1) 生活支援

高齢者の身体状況や家庭介護力など様々な状況を考慮し、介護サービスのみでは補えない支援として下表に示す一般行政サービスを実施し、高齢者や家族の在宅生活を支援します。

生活支援に関する一般福祉サービス

事業名	対象者	事業内容	実施主体
紙オムツ支給	寝たきりの高齢者が在宅で生活している者	無料で紙オムツを支給します（2ヶ月に1回）。	町民福祉課
緊急通報システム	緊急時の対応が困難と認められる者（他条件あり）	緊急時に比企広域消防本部へ直接連絡できるように、緊急通報装置を自宅の電話機に無料で設置します。	町民福祉課
福祉機器の貸し出し	社協会員	在宅介護に限り2ヶ月を限度として、車椅子を貸し出します（延長は要相談）。	社会福祉協議会
生活支援ヘルパー派遣	日常生活に何らかの支障のある者	<ul style="list-style-type: none"> 生活援助：外出時、食事、洗濯、家屋内の整理、その他必要な生活援助を行います。 身体介助：外出時・食事・入浴・排泄・衣類着脱、身体の清拭、その他必要な身体介助を行います。 	社会福祉協議会

(2) 経済的支援

住民税が非課税の方や、寝たきりの高齢者に対して、金銭面での支援を行います。

経済的支援に関する一般福祉サービス

事業名	対象者	事業内容	実施主体
介護保険利用負担額支給	<ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者：介護保険料所得段階が第1段階で老齢福祉年金受給者、または所得段階が第2・第3段階の者 第2号被保険者：世帯の該当年度における町民税が非課税の者 	<p>介護サービスを利用した時に利用者が支払う利用者負担額について助成します（食材料費等の費用は対象外）。</p> <p>助成割合は、利用者負担額の3/10～5/10です（町税に滞納がある場合は対象外）。</p>	町民福祉課
ねたきり老人手当	6ヶ月以上寝たきり、または重度認知症状態の高齢者	1ヶ月5千円を支給します（介護保険施設の入所者は対象外）。	町民福祉課

第3節 高齢者が自らの役割や生きがいを意識できるまちづくり

本節では、高齢者が地域内あるいは家庭内において自らの役割や生きがいを意識し、それを継続して実践できるような環境整備や機会づくりを目的とした事業を定めます。

1 高齢者の活躍の場、仲間づくりの推進

高齢者がこれまで培った経験や知識を生かして活躍できるよう、地域社会の基盤整備や高齢者の積極的な参加を促進します。

高齢者の活躍の場、仲間づくりに関する事業

事業名	事業内容	実施主体
ふれあいいきいきサロン（再掲）	寝たきりや認知症、閉じこもりを予防し、いきいきと暮らすために、週2回、ゲームや歌、いきいき体操等を通して、生きがいづくりや仲間づくりの場を提供します。また、介護予防事業として血圧測定や健康運動を実施します。	社会福祉協議会
ゲートボール大会	高齢者の健康増進と相互の親睦を深めることを目的に、年1回、大会を開催します（老人クラブ加入者対象）。	社会福祉協議会
老人クラブ活動助成	地域老人クラブの活動推進と連絡調整を図り、明るく健全な組織づくり及び各種事業の活動費を一部補助します。	町民福祉課
老人クラブ健康運動推進	高齢者の健康増進と相互の親睦を深め、ゲートボール及びマレットゴルフを推進するため、老人クラブに活動費の一部を補助します。	町民福祉課

2 仕事を通じた高齢者の役割発揮の機会づくり

これまで、高齢者の就労の機会づくりとして、駅前の違法駐輪の取り締まり・指導や、公共スペースの清掃、高木の植栽管理等をシルバー人材センターへ委託してきました。今後ますます増える定年退職者の就労意欲を生かすことも含め、様々な就労の機会づくりを検討していきます。

3 長寿を祝う活動の推進

敬老会を実施するとともに、子どもから大人まで町ぐるみで長寿を祝い、長寿に学べるような機会を推進します。

長寿を祝う事業

事業名	対象者	事業内容	実施主体
敬老会	本町に1年以上居住する満75歳以上の方	敬老と長寿を祝福する敬老会を開催します。	社会福祉協議会
敬老年金支給	満75歳以上の方	長寿を祝福する敬老年金を支給します。	町民福祉課
一世紀長寿祝金支給	満100歳に達した方	長寿を祝福し、祝い金を支給します。	町民福祉課

第4節 住民相互に支え合えるまちづくり

本節では、高齢者だけでなく地域住民誰もが安心して暮らせるよう、お互い様の気持ちで助け合うためのしくみづくりを目的とした事業を定めます。

1 地域ぐるみで支え合うしくみづくり

ひとり暮らしの高齢者や日中一人になる高齢者、高齢者のみ世帯、要介護状態にある高齢者とその介護者等に対して、介護サービスと一般行政サービスによる生活支援を行うとともに、近隣の住民や民生児童委員、ボランティアなど、地域ぐるみで支え合う仕組みをつくります。

新規事業として、住民参加型在宅福祉サービスを立ち上げます。会員制及び有償性のこの制度は、サービスの利用者と担い手が対等な関係で、支え合える地域づくりを目指すものです。

地域の支え合いの事業

事業名	事業内容	実施主体
住民参加型在宅福祉サービス	同じ地域に暮らす住民同士が、お互いに助け合う地域福祉活動です（家事のお手伝い、外出時の付き添い等）。第5期期間中の実施に向けて検討を行います。	社会福祉協議会
認知症高齢者見守り事業（再掲）	認知症に関する広報・啓発活動を行うとともに「高齢者見守りネットワーク」を充実させます。	地域包括支援センター

2 地域の安全を守る活動の推進

高齢者が安全に暮らしていけるよう、地域ぐるみでの防犯・防災体制を構築します。

町内には、既に自主防犯組織や自主防災組織があり、地域で自主的なパトロールや見守り活動、防災訓練が実施されています。引き続きこれらの活動を強化していくとともに、自力で避難することが困難な高齢者の把握、及び避難の際の支援体制づくりの検討を行います。

また、住民同士の関係づくりを念頭におきながら、自ら地域の安全を守る活動に参加することの意義を啓発していきます。

第5章 計画の円滑な推進のために



第1節 地域ケア体制の整備推進

1 日常生活圏域の設定

介護保険法では、高齢者が身近な地域で健康づくりや介護予防に取り組み、また介護が必要な状態になっても身近な地域で支援が受けられるように、生活圏域を設定することが義務づけられました。

生活圏域は、人口 25,000 人程度に 1ヶ所という目標が打ち出されています。平成 26 年の本町の人口規模はおよそ 17,600 人と予測されており、第 4 期に引き続き町全体を 1 圏域として設定します。

2 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護予防マネジメントの拠点であるとともに、介護保険外のサービスを含む高齢者や家族への総合的な相談・支援、虐待の防止・早期発見、権利擁護事業、介護支援専門員に対する支援など、高齢者の地域生活を支える上で重要かつ幅広い業務を担う機関です。

また、社会福祉制度改革の今後の動向をみると、今後障害者福祉制度との統合も十分に考慮しておかねばなりません。

このような状況を見据え、地域包括支援センターは引き続き町直営で運営するとともに、業務遂行体制の拡充を図ります。

3 相談・情報提供の推進

介護保険制度及び町保健福祉サービスの更なる理解と利用促進に向けて、相談・情報提供は一層重要になります。町民福祉課及び地域包括支援センターでは、引き続き町の一般行政サービスと介護サービスについての総合的な情報提供、相談業務を行います。

「高齢者のこころの相談」事業では、町民や介護者を対象とした相談窓口を開設し、認知症専門医や在宅介護支援センターなど関係機関との連携を図り、継続的にフォローします。

また、相談や情報提供にあたっては、介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等の介護保険関連機関や医療機関との連携を推進します。

相談支援事業

事業名	事業内容	実施主体
実態把握	ネットワークの活用の他、様々な関係機関との連携や高齢者の居宅への訪問活動、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行います。	地域包括支援センター
総合相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・初期段階の相談対応…高齢者本人や家族、民生委員、介護支援専門員等からの相談を受けて、適切な状況把握を行い、適切な機関、制度、サービス等につなぎます。 ・継続的・専門的な相談支援…初期段階の相談対応で緊急の対応等が必要と判断された場合は、詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定します。 	地域包括支援センター
高齢者のこころの相談	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に住む高齢者の心の健康保持・増進をはじめ、認知症の早期発見・早期治療や社会参加の促進を図るため、専門医などによる相談を行い、適切な機関・制度・サービスへつなぎ、継続的にフォローします。 	地域包括支援センター

4 高齢者の権利擁護の推進

地域の保健医療福祉に関わる機関、自治会等の地域団体、民生・児童委員、警察や消防、法律関係者などとネットワークを充実し、高齢者が尊厳を維持し、安心して生活できるよう、必要な支援を進めます。

特に、高齢者の一人暮らしや高齢夫婦のみの世帯が増加する中、高齢者を狙った悪質な詐欺商法等の消費者被害が後を絶ちません。被害の未然防止に向けて啓発等を推進します。

事業名	事業内容	実施主体
【地域支援事業】 ・消費者被害防止	消費者被害を未然に防止するため、広報を利用して啓発をする他、民生委員や事業所を対象とした勉強会を開催します。	地域包括支援センター
・虐待・困難事例への対応	高齢者虐待防止ネットワークを構築し、高齢者虐待の早期発見・早期対応を推進するとともに、継続的な見守りを行い、更なる問題発生防止に努めます。	地域包括支援センター
・成年後見制度の活用促進	後見が必要と判断される方とその親族に対して、申し立ての支援、または市町村長申立を行います。	地域包括支援センター
あんしんサポートねっと	生活していく上で、一人で判断することに不安のある方の日常生活を支援します。 ・日常的金銭管理 ・日常生活上の手続き援助 ・福祉サービス利用援助 ・書類等預かりサービス	社会福祉協議会
ねたきり老人等短期保護事業	寝たきりの高齢者を対象に、同居の介護者による介護が困難となった場合に、高齢者本人を一定期間老人ホームに保護し、高齢者本人とその家庭の援護を図ります。	町民福祉課

5 サービスの質の向上に向けた取り組み

介護サービスは、町民が自分にあった良質なサービスを自ら選び、安心して利用できるようにすることが大切です。平成18年度からすべてのサービス事業者は、サービス内容や運営状況、施設設備等の情報開示が義務化されましたが、介護サービスの質を高めるためには、一定範囲の情報開示だけでは十分とは言えません。

町民がよりよいサービスを利用することができるよう、関係機関との連携を図り、相談・苦情処理体制の強化に努めます。

6 必要な人材の育成

良質の行政サービスを提供し、地域の保健福祉力を高めるため、施策方針に沿った人材の養成・育成と適切な配置を行っていく必要があります。

町では過去にホームヘルパー養成研修を実施しましたが、今後とも町の実情にあった質の高い人材の育成に向けて、庁内関係機関との協力体制の拡充を図ります。

第2節 計画推進体制の整備

1 住民参加による実りある計画の実現

介護保険制度を真に実りあるものとしていくためには、被保険者である町民の主体的な参加や判断、行政や他のセクターとの協働が重要になります。

町民の介護保険制度との関わりは、大きく次の3点に集約されます。

- ・制度の設計、運営への被保険者としての関わり
- ・制度利用に際しての利用者としての関わり
- ・財源負担者としての関わり

こうした介護保険事業における住民の役割は、町の高齢者保健福祉施策の実施・評価にあたっては同様です。行政は、住民が主体的に判断し、選択し、評価できるよう、必要な情報や機会の整備に努めることが重要です。

本計画の推進にあたっては、介護保険運営協議会を継続して開催し、町民参加のもとで進捗管理を行います。

また、介護予防施策の要である地域包括支援センターの運営協議会、介護保険地域密着型サービス運営協議会をあわせて開催し、町の介護予防施策の推進を図ります。

2 庁内外での連携による推進

この計画は、保健福祉にとどまらず、教育・文化・スポーツ、産業・雇用、都市計画・安全対策などの様々な分野の施策や事業を総合的に進めるものです。

計画の推進にあたっては、地域包括支援センター、町民福祉課、保健センターをはじめ、在宅介護支援センター、社会福祉協議会などの保健・福祉に係わる機関、及び高齢者の生涯学習や防犯・防災等の観点から、教育委員会や総務政策課等の関係部署と情報提供や意見交換を行っていきます。

要介護認定の二次判定（認定審査）については比企広域市町村圏組合に委託しており、町独自の審査会は持っていません。保険者としては審査会によって認定結果に偏りがないか、認定結果が平均等のデータと比較して著しく高い（低い）ということがないかなどの確認を行い格差是正に努めます。

参 考 资 料



滑川町介護保険運営協議会設置要綱

平成13年1月26日告示第4号

滑川町介護保険運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 介護保険制度の円滑な運営と普及を図るため、滑川町介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 介護保険事業計画の見直しに関する事項
- (2) 介護保険事業計画の進行および評価に関する事項
- (3) 介護保険制度の運営状況に関する事項
- (4) その他介護保険制度に関する事項

(委員)

第3条 運営協議会は、次の各号の区分による委員によって構成する。

- (1) 被保険者代表委員 3人以内
- (2) サービス事業者等代表委員 3人以内
- (3) 公益代表委員 3人以内

2 委員は、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、第1項第2号及び第3号に掲げる委員については再任を妨げない。

4 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 運営協議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第6条 運営協議会の庶務は、町民福祉課介護保険担当において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

介護保険運営協議会委員名簿

(敬称略)

職名	氏名	任期	備考
会長	上野 憲子	H23. 7. 31 ~ H25. 7. 30	公益代表
副会長	小高 明也	H23. 7. 31 ~ H25. 7. 30	公益代表
委員	高橋 亮誠	H23. 7. 31 ~ H25. 7. 30	公益代表
委員	宮城 正	H23. 7. 31 ~ H25. 7. 30	被保険者代表
委員	能見 豊	H23. 7. 31 ~ H25. 7. 30	被保険者代表
委員	江森 俊雄	H23. 7. 31 ~ H25. 7. 30	被保険者代表
委員	守山 里香	H23. 7. 31 ~ H25. 7. 30	事業所代表
委員	内田三千則	H23. 7. 31 ~ H25. 7. 30	事業所代表
委員	吉野 一男	H23. 7. 31 ~ H25. 7. 30	事業所代表

滑川町地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年3月1日告示第19号

滑川町地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適切な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(分掌事務)

第2条 運営協議会が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) センターの設置等に関する事。
- (2) センターの運営及び評価に関する事。
- (3) その他センターの運営に関し必要な事項
- (4) 地域における介護保険以外のサービスとの連携の形成に関する事。

(委員)

第3条 運営協議会は、滑川町介護保険運営協議会委員をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 運営協議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

- (1) 会長及び副会長は、介護保険運営協議会の会長及び副会長をもって充てる。
- (2) 会長は会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

(庶務)

第6条 運営協議会の庶務は、町民福祉課介護保険係において処理する。

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

2 この要綱の規定により任命された最初の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成19年7月30日までとする。

滑川町地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成18年3月1日告示第20号

滑川町地域密着型サービス運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域密着型サービス（以下「サービス」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保かつ適切な運営を図るため、地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、サービスの指定基準等に関する事項を所掌する。

- (1) サービスの指定を行い、又は行わないこととしようとするとき。
- (2) サービスの指定基準及び介護報酬を設定しようとするとき。
- (3) サービスの質の確保、運営評価その他市町村長がサービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項

(委員)

第3条 運営委員会は、滑川町介護保険運営協議会委員をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 運営協議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

- (1) 会長及び副会長は、介護保険運営協議会の会長及び副会長をもって充てる。
- (2) 会長は会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、町民福祉課介護保険係において処理する。

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定により任命された最初の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成19年7月30日までとする。

平成24年3月2日

滑川町長 吉田 昇 様

滑川町介護保険運営協議会
会長 上野 憲子

第5期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について（提言）

滑川町介護保険運営協議会設置要綱第2条の規定により、計画案を添えて下記のとおり提言します。

記

第4期計画は、平成21年3月に策定されました。その後3年目となり計画を見直すことになり、介護保険運営協議会を3回開催し審議してまいりました。

第5期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、被保険者等実態調査アンケートを実施するなど、町民の意見・要望を採りいれています。計画策定にあたっては、審議の結果、基本的に第4期計画を踏襲していますが、第4期計画期間における成果や課題を踏まえ、各種高齢者施策を実施する上で、より効率的・効果的な実施推進体制の構築を目指します。

保健福祉サービス、介護保険サービスを提供する上で、利用者にとってより効率的・効果的な実施推進体制の構築を要望し、事業計画（案）を添えて提言します。

滑町福第 3847 号
平成 24 年 2 月 21 日

埼玉県知事 上田清司 様

滑川町長 吉 田 昇

介護保険事業計画及び老人福祉計画（案）について（協議）

この計画（案）について、介護保険法第 117 条第 9 項及び老人福祉法第 20 条の 8 第 9 項に基づき、県の意見を伺いたいので、下記のとおり必要書類を提出します。

記

第 5 期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）	2 部
第 5 期介護保険事業計画に係るチェックリスト	2 部
老人保健福祉計画に係るチェックリスト	2 部

高 介 第 1 6 3 4 号

平成 2 4 年 3 月 8 日

滑川町長 様

埼玉県知事 上田 清司

介護保険事業計画及び老人福祉計画に係る協議について（回答）

介護保険法第 1 1 7 条第 9 項及び老人福祉法第 2 0 条の 8 第 9 項に基づく標記の件につきましては、異議ありません。

第5期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行：平成24年3月

発行者：滑川町

〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田750-1

TEL：0493-56-2211（代表） FAX：0493-56-2448

